

いなべ市
障害者計画及び第3期障害福祉計画
【計画素案】

いなべ市
平成24年1月

目次

総論.....	1
1 計画策定にあたって	2
(1) 計画策定の趣旨	2
(2) 計画の位置づけ	2
(3) 計画の期間	3
(4) 障害保健福祉圏域	3
2 障がいのある人を取り巻く状況	4
(1) 人口等の状況	4
(2) 障がいのある人の状況	6
(3) 障害福祉サービスの状況	9
(4) アンケート結果からみた現状	18
3 計画の基本的な考え方	31
(1) 基本理念	31
(2) 基本的視点	32
4 施策の体系	33
5 計画の評価・推進体制	34
(1) 市における推進体制	34
(2) 県・周辺自治体との連携	34
(3) 評価体制	34
障害者計画.....	35
1 理解と交流の促進	36
(1) 広報・啓発活動の推進	37
(2) 人権・福祉教育の推進	38
(3) 社会参加の促進	39
(4) スポーツ・文化活動への参加促進	39
(5) 福祉マンパワーの活用	40
2 自立した生活への支援	41
(1) 福祉サービスの充実	42
(2) 生活支援の充実	43
(3) 権利擁護の推進	44
(4) 相談支援体制の充実	45
(5) 防災・防犯対策の充実	46
(6) 安全・快適な公共施設等の整備	47
3 保健・医療体制の充実	48

(1) 心と体の健康保持	49
(2) 医療体制の充実	49
4 保育・教育体制の充実	50
(1) 就学前児童への支援	51
(2) 学校教育の充実	52
(3) 途切れのない支援体制の整備	53
5 雇用支援と就労支援	55
(1) 雇用に向けた支援の充実	56
(2) 多様な働き方への支援	56
 障害福祉計画	 58
1 目標値の設定	59
(1) 施設入所者の地域生活への移行	59
(2) 福祉施設から一般就労への移行	60
(3) 就労移行支援事業の利用者数	60
(4) 就労継続支援（A型）事業の利用者の割合	61
2 障害福祉サービスの見込み	62
(1) 訪問系サービスの提供	62
(2) 日中活動系サービスの提供	64
(3) 居住系サービスの提供	68
(4) サービス利用計画の作成	69
3 地域生活支援事業の見込み	70
(1) 必須事業	70
(2) 任意事業	74
 資料編	 77
1 ヒアリングについて	78
(1) ヒアリング実施期間	78
(2) 調査項目	78
(3) 対象の事業所及び団体	79

總論

1 計画策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

近年、障がいのある人の地域生活への移行や就労支援、障がいのある人を地域で支える相談支援体制の整備など、新たな課題への取り組みの必要性が高まり、こうした状況に対応するため、平成 18 年 4 月に「障害者自立支援法」が施行され、福祉施設や事業体系の再編と併せて、障害福祉に関するサービス体系全般についての抜本的な見直しが行われました。

しかしながら、利用者の応益負担の導入や事業者報酬の定額払いから利用者数に応じた実績払いに変更されたことなど、利用者、福祉事業所等の負担が増加したことにより、平成 22 年 12 月には、「障害者自立支援法」が改正され、利用者負担の応益負担から応能負担への改正や、相談支援体制の強化、障害児支援の強化などが図られました。

今後、「障害者自立支援法」を廃止し、新たに、制度の谷間のない支援を提供し、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする制度として、「障害者総合福祉法（仮称）」の制定などが予定されております。

さらに、平成 23 年 8 月に「障害者基本法の一部を改正する法律」が施行され、目的規定や障害者の定義の見直し、社会的な障壁を取り除くための配慮を行政などに求める内容が盛り込まれました。

本市においてもこのような動向を踏まえつつ、いなべ市における障がい者施策の計画的な推進を図ることを目的に、「いなべ市障害者計画」及び「いなべ市第 2 期障害福祉計画」の見直しを行い、本計画を策定します。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」として、また、障害者自立支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」として位置づけ、本市における障がい者施策の基本的な考え方や障害福祉サービス及び地域支援事業のサービスの見込み量について明らかにし、障害者施策の総合的な推進をめざすものです。

本計画は、国の「障害者基本計画」や「重点施策実施 5 ヶ年計画」、三重県の「みえ障がい者福祉プラン」などの内容を踏まえて策定しています。

本計画は、「第 1 次いなべ市総合計画 いきいきプラン」の、障害者福祉に関する具体的な部門別計画として位置付け、本市における各分野の関連計画と整合・調整を図りながら策定しています。

(3) 計画の期間

本計画の計画期間は、平成24年度から平成26年度までの3年間とします。

ただし、障害者自立支援法の廃止や、障害者総合福祉法(仮称)創設などの動向を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
--------	--------	--------	--------	--------	--------

いなべ市障害者計画
(平成20年度～平成23年度)

いなべ市第2期障害福祉計画

**いなべ市
障害者計画
及び第3期障害福祉計画**

(4) 障害保健福祉圏域

広域的に利用される障害福祉サービスの提供体制を整備するため、三重県では「障害保健福祉圏域」を設定しています。

いなべ市は「桑名員弁障害保健福祉圏域」に属し、いなべ市と桑名市、木曽岬町、東員町の2市2町で構成されています。

第3期計画においても、「圏域ビジョン」(障害保健福祉圏域ごとの障害福祉サービスの基盤整備の方針)を踏まえつつ、周辺市町との広域的な連携のもとでサービスを実施します。

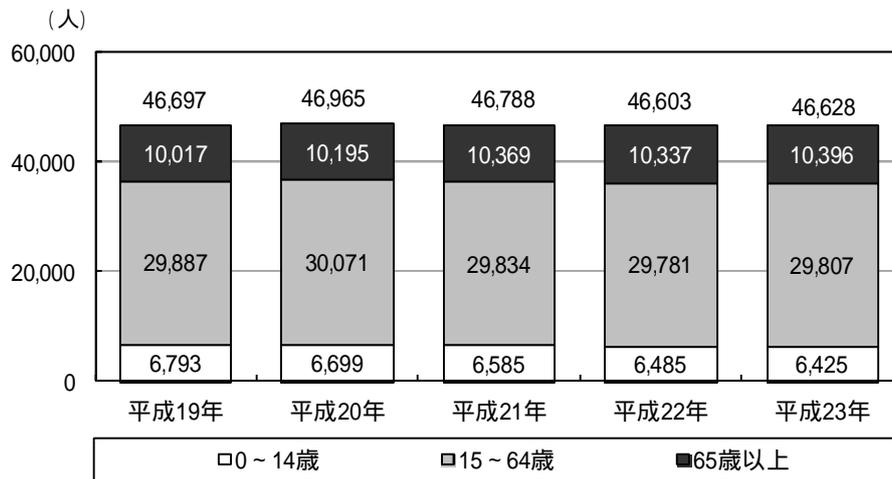
2 障がいのある人を取り巻く状況

(1) 人口等の状況

総人口の推移

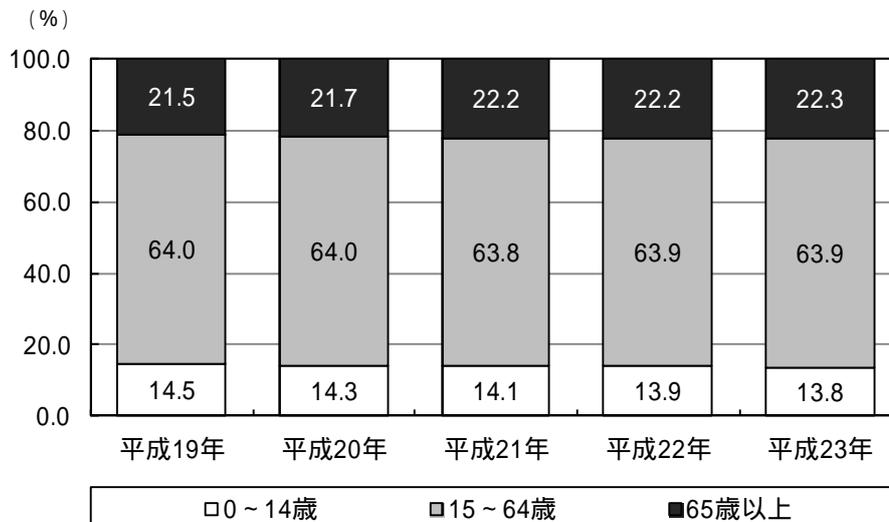
総人口は、平成20年以降、微減傾向にあります。年齢3区分別人口の割合をみると、65歳以上の割合は増加しており、0～14歳の割合が減少しています。

年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳・外国人登録人口（各年10月1日）

年齢3区分別人口の割合の推移

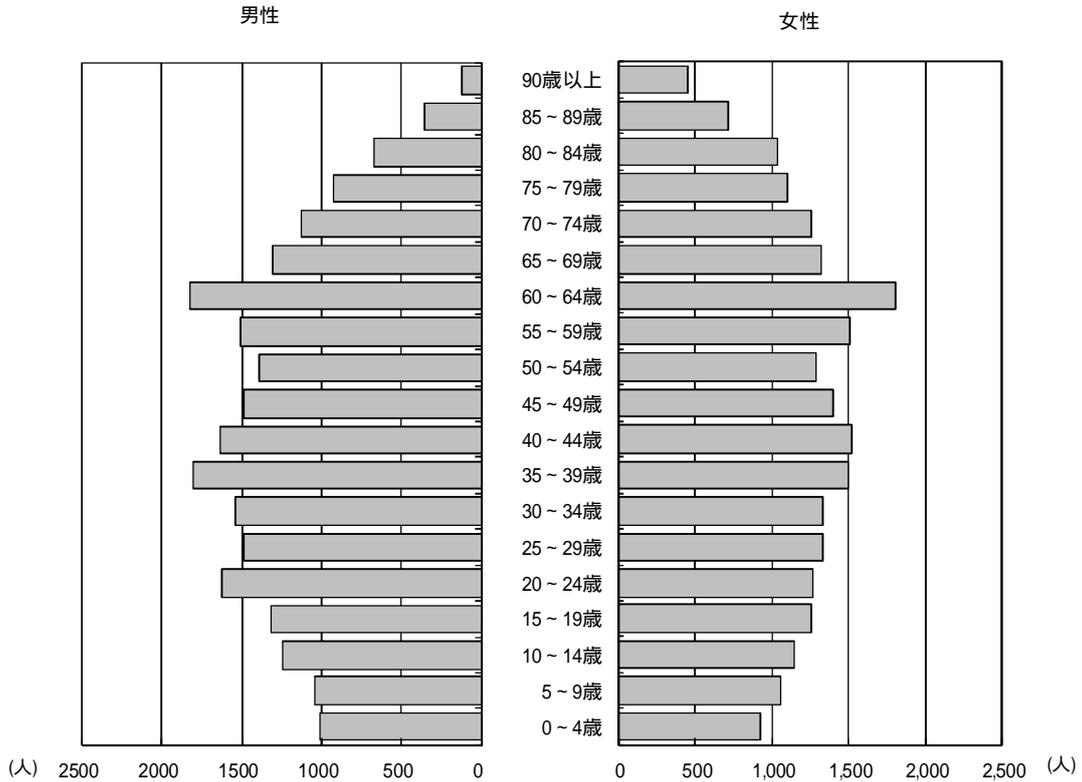


資料：住民基本台帳・外国人登録人口（各年10月1日）

人口ピラミッド

年齢別の男女別人口ピラミッドをみると、60～64歳のいわゆる団塊の世代で人数が多くなっています。

年齢別男女別人口

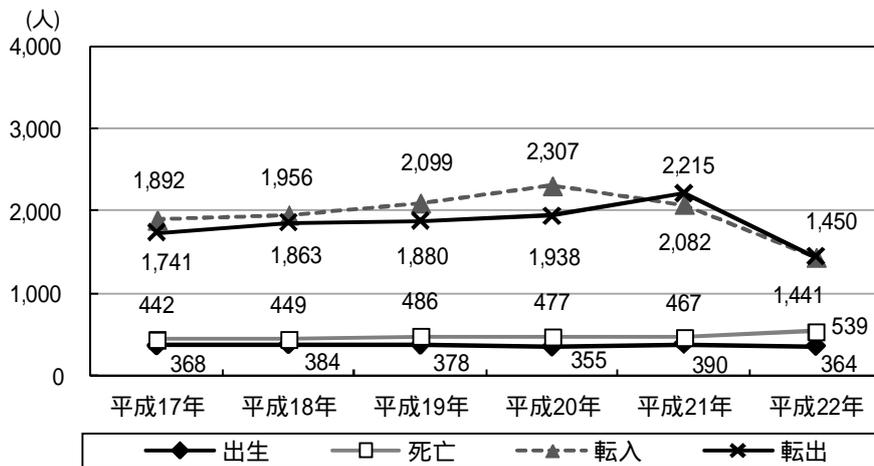


資料：住民基本台帳・外国人登録人口（平成23年10月1日）

人口動態

人口動態をみると、社会動態は平成21年には転出超過となり、平成22年には転入・転出ともに減少しています。また、自然動態はどの年も、出生よりも死亡の方が多くなっています。

人口動態



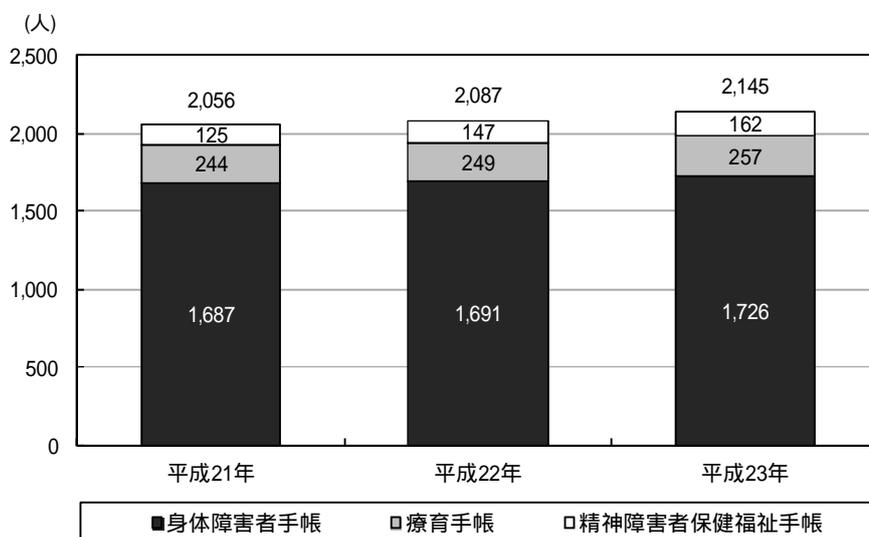
資料：企画部 広報秘書課
人口推計調査結果より（住民基本台帳人口・外国人登録人口）
各年（前年10月1日～当年9月30日）

(2)障がいのある人の状況

障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数をみると、平成21年から平成23年にかけて身体障害者手帳所持者数、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数それぞれ増加しています。

障害者手帳所持者数

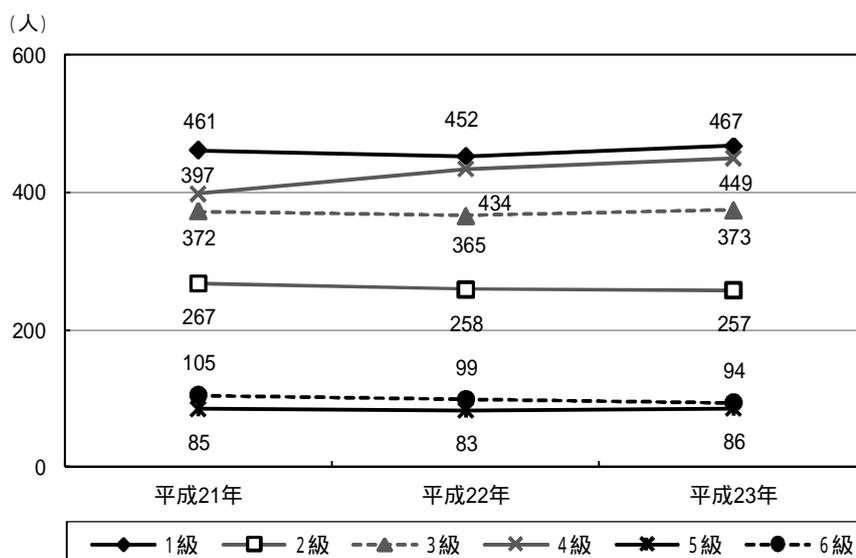


資料：社会福祉課（各年3月31日現在）

身体障害者手帳所持者の状況

等級別の身体障害者手帳所持者数をみると、2級、6級が減少し、4級が大きく増加しています。

等級別身体障害者手帳所持者数

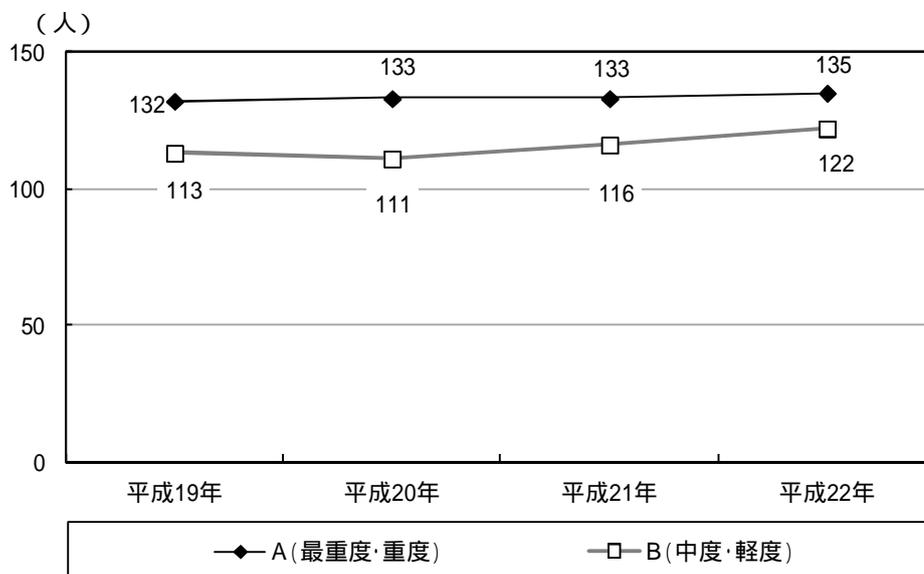


資料：社会福祉課（各年3月31日現在）

療育手帳所持者の状況

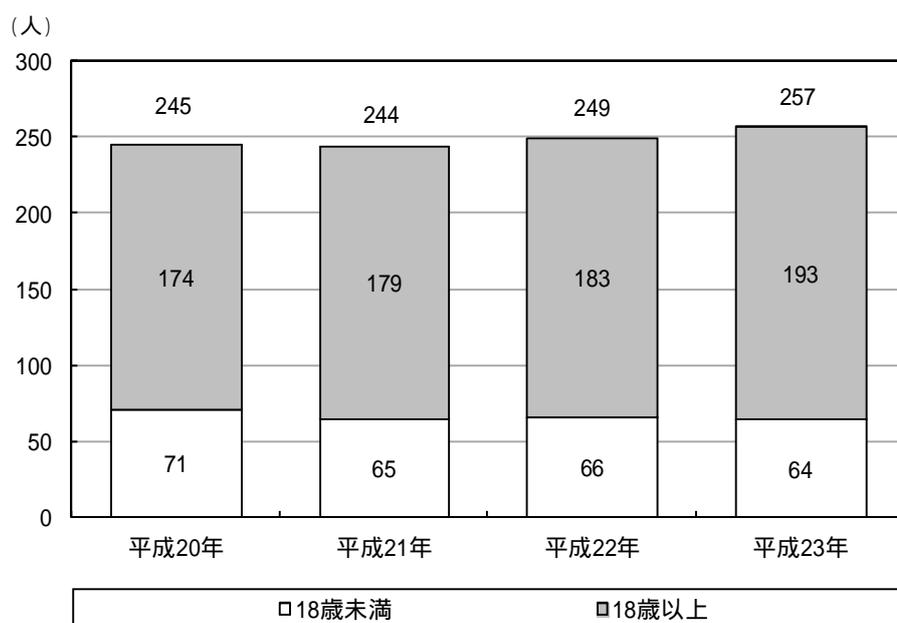
療育手帳所持者数をみると、A（最重度・重度）の所持者数は横ばいで推移しており、B（中度・軽度）の所持者数は増加しています。また年齢別療育手帳所持者数をみると、18歳未満は減少し、18歳以上は増加しています。

等級別療育手帳所持者数



資料：社会福祉課（各年3月31日現在）

年齢別療育手帳所持者数

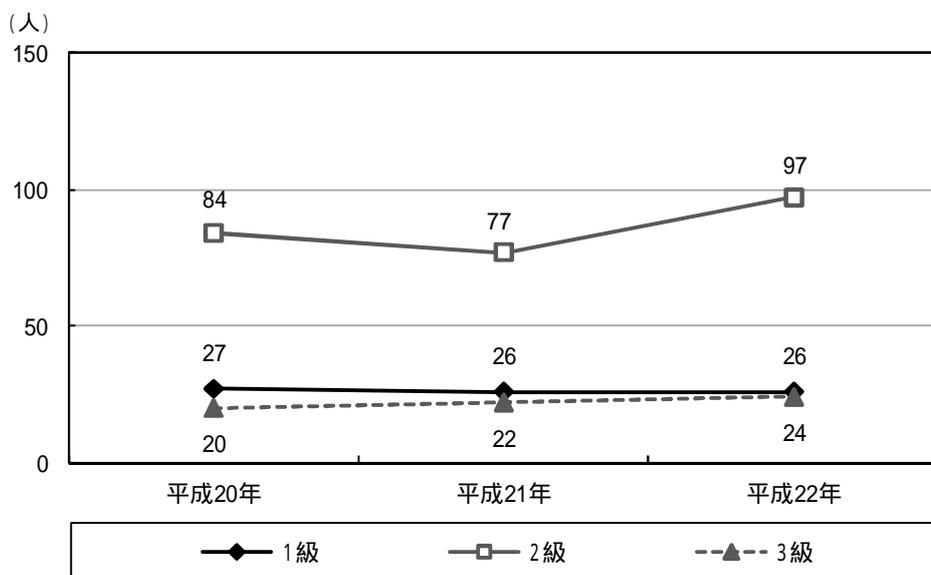


資料：社会福祉課（各年3月31日現在）

精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者について、2級は平成22年に大きく増加し、97人となっています。1級、3級はほぼ横ばいに推移しています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数



平成23年は合計162人

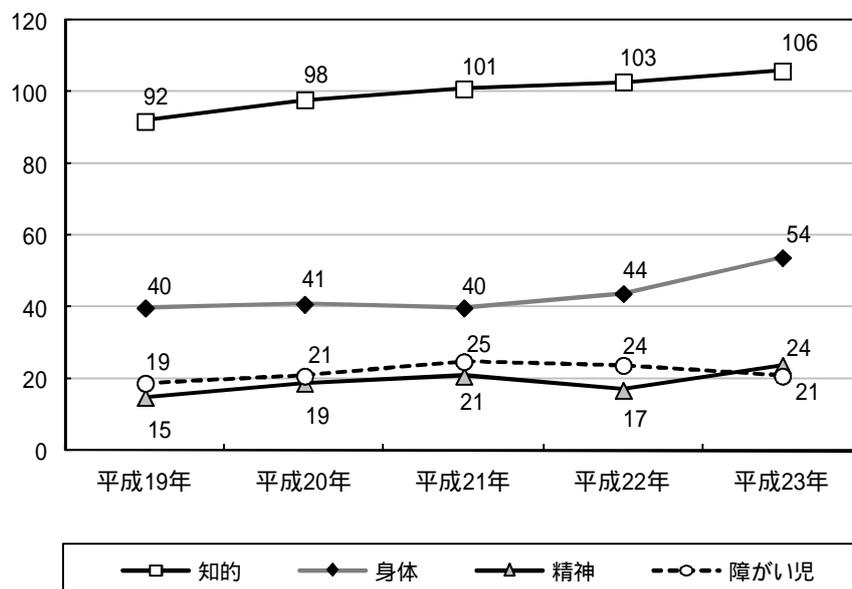
資料：社会福祉課（各年3月31日現在）

(3) 障害福祉サービスの状況

支給決定者数・受給者数の推移

障害福祉サービスの支給決定者数の推移は、身体、知的は微増傾向にあり、精神、障がい児は横ばいに推移しています。

支給決定者数の推移

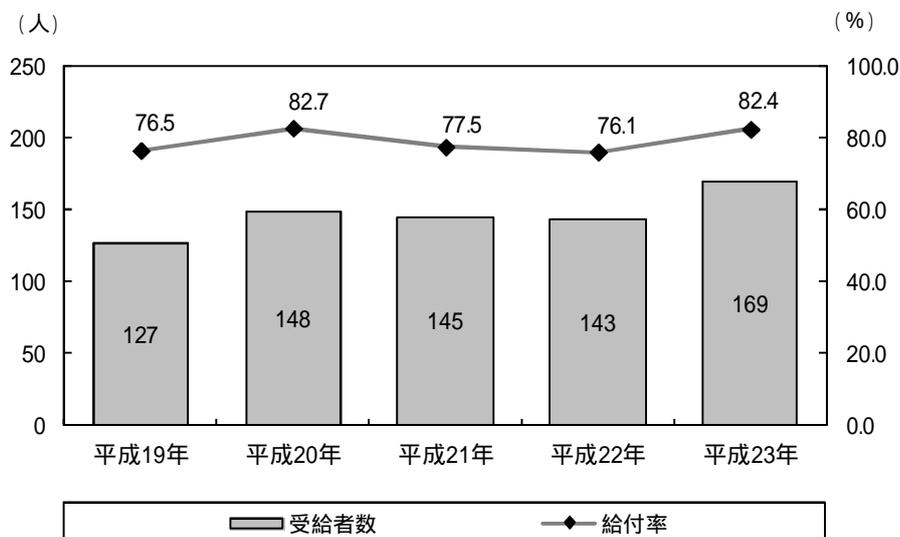


資料：自立支援給付実績（各年10月）

受給者数と給付率の状況は、支給決定を受けた人の8割前後が受給しています。

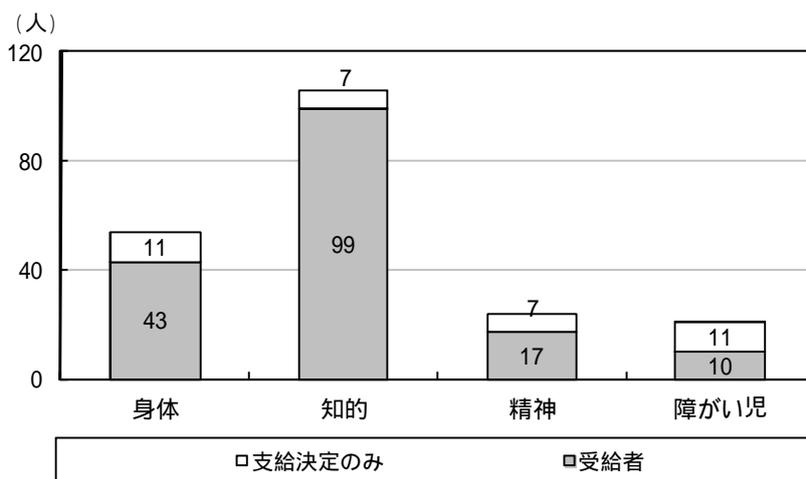
障害別の受給率では、知的障がい者で支給決定を受けた人の大部分がサービスを受給していますが、身体障がい者、精神障がい者では受給者数が少なくなっています。また、障がい児では、給付率が約5割となっています。

受給者数・給付率の推移



資料：自立支援給付実績（各年10月）

受給者・支給決定のみ人数の状況



資料：自立支援給付実績（平成23年10月）

サービス受給者の障害程度区分の状況

サービス受給者の障害程度区分の状況は、身体障がい者、知的障がい者で区分6が、精神障がい者で区分4の認定が多くなっています。

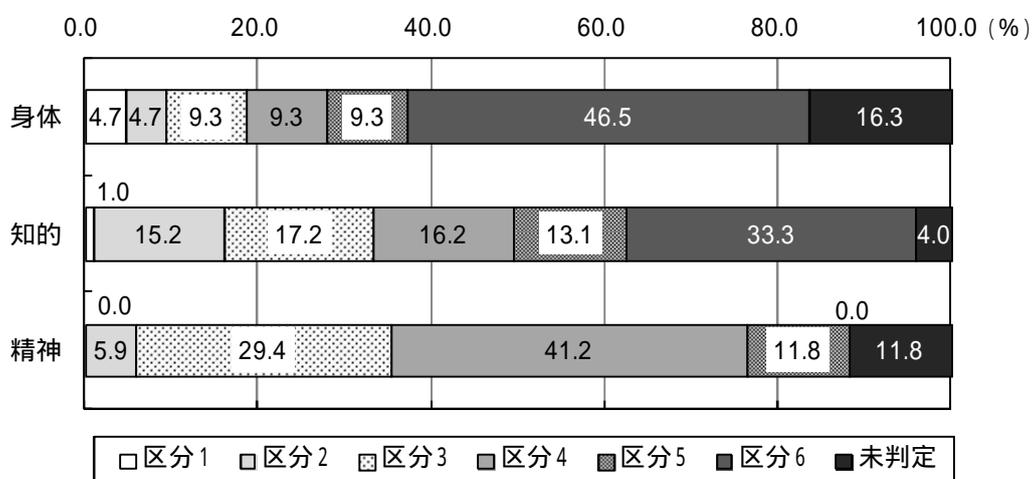
サービス受給者の障害程度区分の状況

単位：人

		障害程度区分							全体
		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	未判定	
障がい者	身体	2	2	4	4	4	20	7	43
	知的	1	15	17	16	13	33	4	99
	精神	0	1	5	7	2	0	2	17
計		3	18	26	27	19	53	13	159

資料：自立支援給付実績（平成23年10月）

サービス受給者の障害程度区分の割合



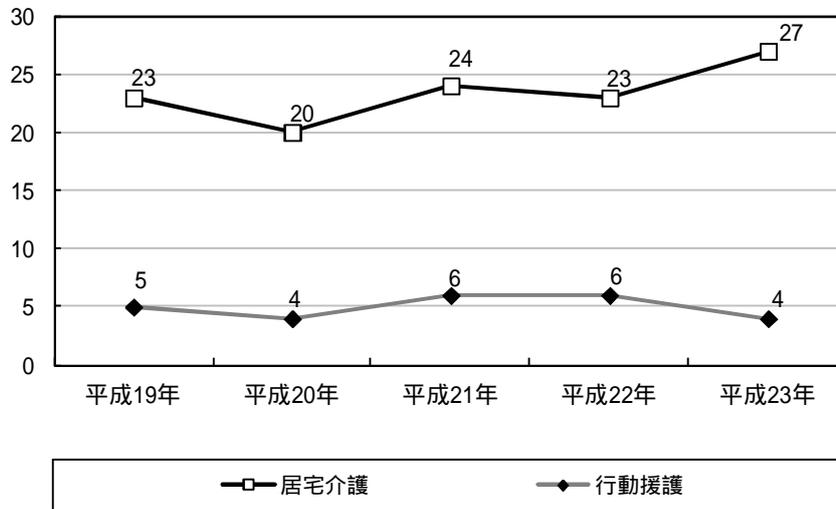
資料：自立支援給付実績（平成23年10月）

訪問系サービスの利用状況

訪問系サービスの利用者状況は、居宅介護が増加傾向となっており、平成23年には27人となっています。行動援護は各年4～6人の利用がみられます。重度訪問介護、重度障害者包括支援の利用者はありません。

利用者数の推移

(人)



資料：自立支援給付実績（各年10月）

目標値と実績値の比較

給付の種類	サービスの種類	区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護給付 (時間/月)	居宅介護 (ホームヘルプ)	計画	390.8	390.8	390.8
		実績	307	396.5	463
	重度訪問介護	計画	0	0	0
		実績	0	0	0
	行動援護	計画	135.6	135.6	135.6
		実績	217	219	75
	重度障害者包括支援	計画	0	0	0
		実績	0	0	0

日中活動系サービスの利用状況

日中活動系サービスの利用者状況は、生活介護が大きく増加しており、平成 23 年には 62 人となっています。就労継続 B 型も増加傾向にあり、平成 23 年で 12 人となっています。

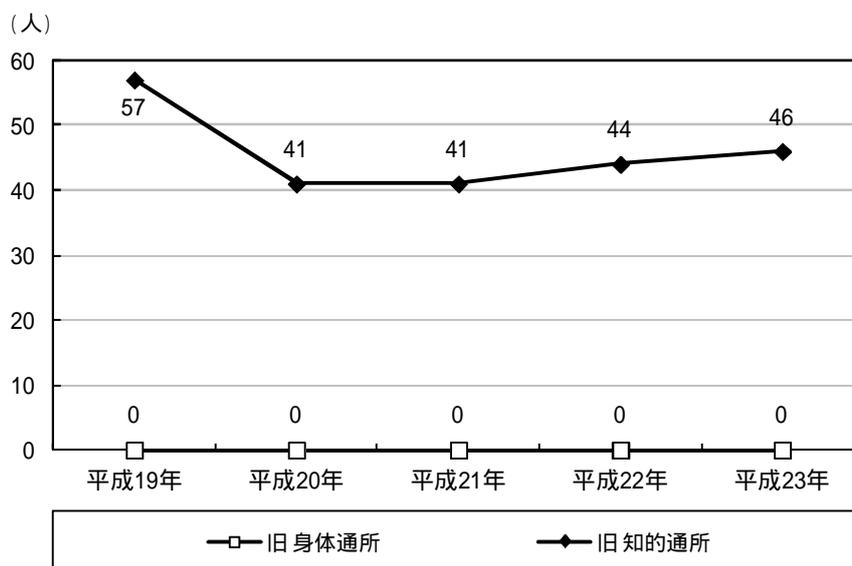
利用者数の推移（新体系・日中活動系サービス）

単位：人

	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
療養介護	2	2	2	2	2
生活介護	15	37	43	51	62
自立訓練(機能訓練)	2	1	1	0	0
自立訓練(生活訓練)	0	0	0	1	0
就労移行支援	0	0	1	0	0
就労継続支援 A 型	0	0	0	0	0
就労継続支援 B 型	2	10	8	9	12
児童デイ	2	1	1	0	0

資料：自立支援給付実績（各年 10 月）

利用者数の推移（旧体系・授産施設）



資料：自立支援給付実績（各年 10 月）

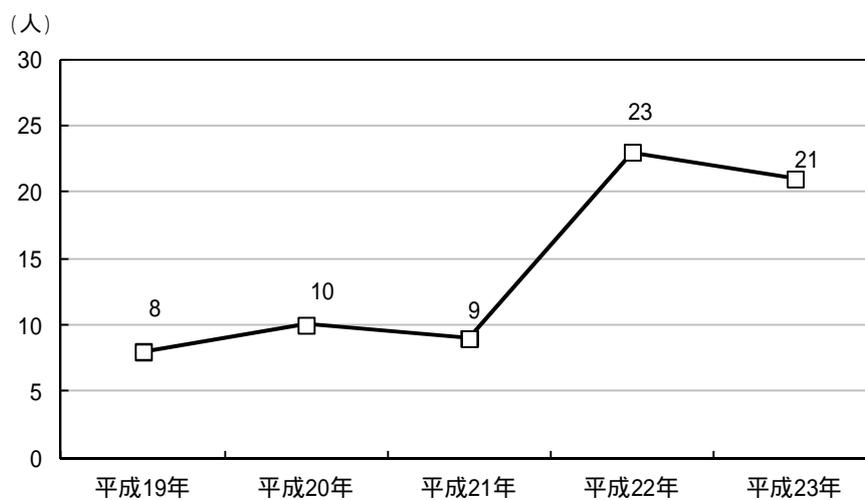
目標値と実績値の比較

サービスの種類	区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
生活介護 (日/月)	計画	792	1,826	1,826
	実績	904	1,022	1,239
自立訓練(機能訓練)(日/月)	計画	44	44	44
	実績	20	0	0
自立訓練(生活訓練)(日/月)	計画	0	0	0
	実績	0	20	0
就労移行支援(日/月)	計画	0	0	44
	実績	13	0	0
就労継続支援A型(日/月)	計画	0	0	0
	実績	0	0	0
就労継続支援B型(日/月)	計画	264	924	924
	実績	166	187	251
療養介護(人/月)	計画	2	2	2
	実績	2	2	2
児童デイサービス(日/月)	計画	7	7	7
	実績	1	0	0

短期入所の利用状況

短期入所の利用状況は、平成 21 年までは 8 ～ 10 人で推移していましたが、平成 22 年に大きく増加し 20 人を超えています。

利用者数の推移



資料：自立支援給付実績（各年 10 月）

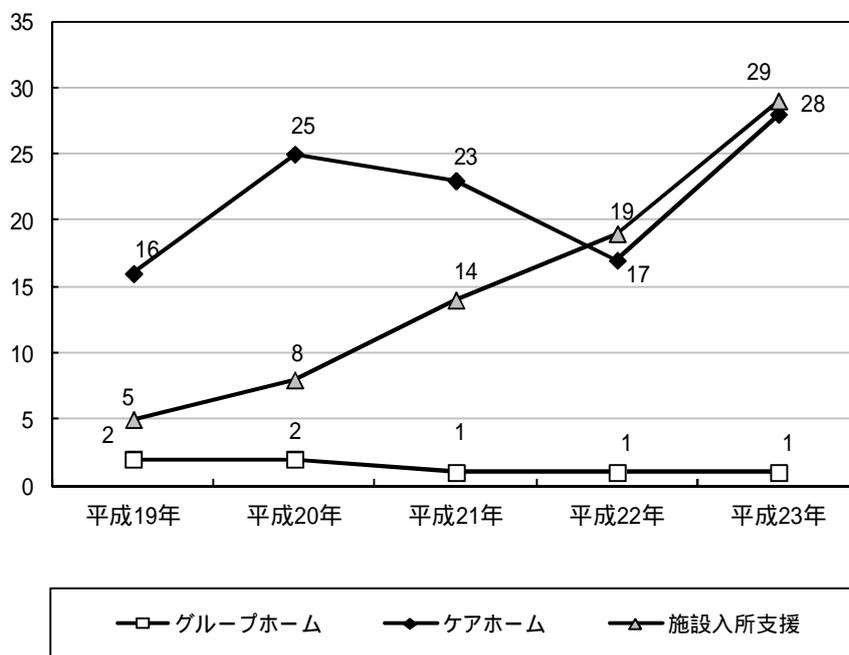
目標値と実績値の比較

サービスの種類	区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
短期入所（日 / 月）	計画	39.6	39.6	39.6
	実績	39	70	131

居住系サービスの利用状況

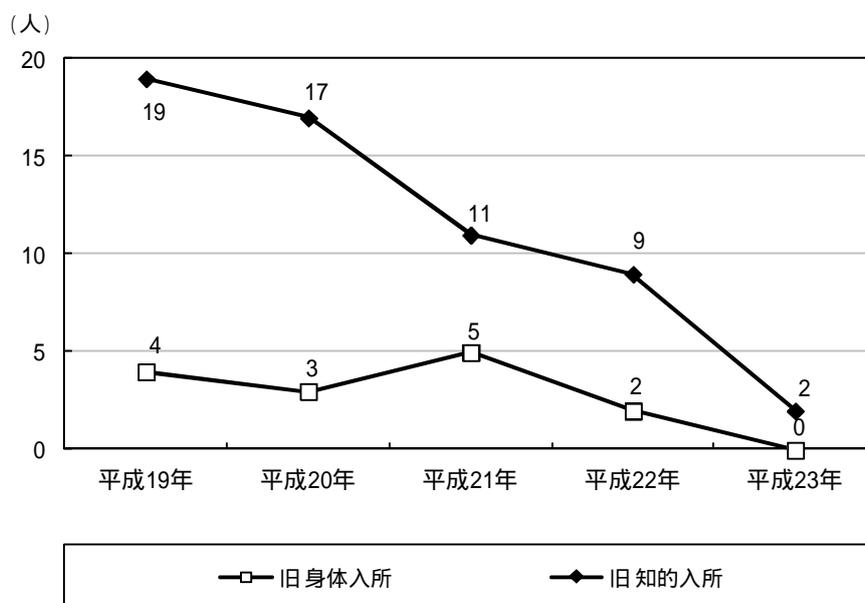
居住系サービスの利用者状況は、施設入所支援で大きく増加しており、平成 23 年には 29 人となっています。

利用者数の推移（新体系・居住系サービス）



資料：自立支援給付実績（各年 10 月）

利用者数の推移（旧体系・居住系サービス）



資料：自立支援給付実績（各年 10 月）

目標値と実績値の比較

サービスの種類	区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
共同生活援助・共同生活介護（人／月）	計画	31	31	31
	実績	24	29	29
施設入所支援（人／月）	計画	16	16	16
	実績	14	19	29

相談支援の利用状況

目標値と実績値の比較

サービスの種類	区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
計画相談支援（人／月）	計画	3	4	5
	実績	3	3	2

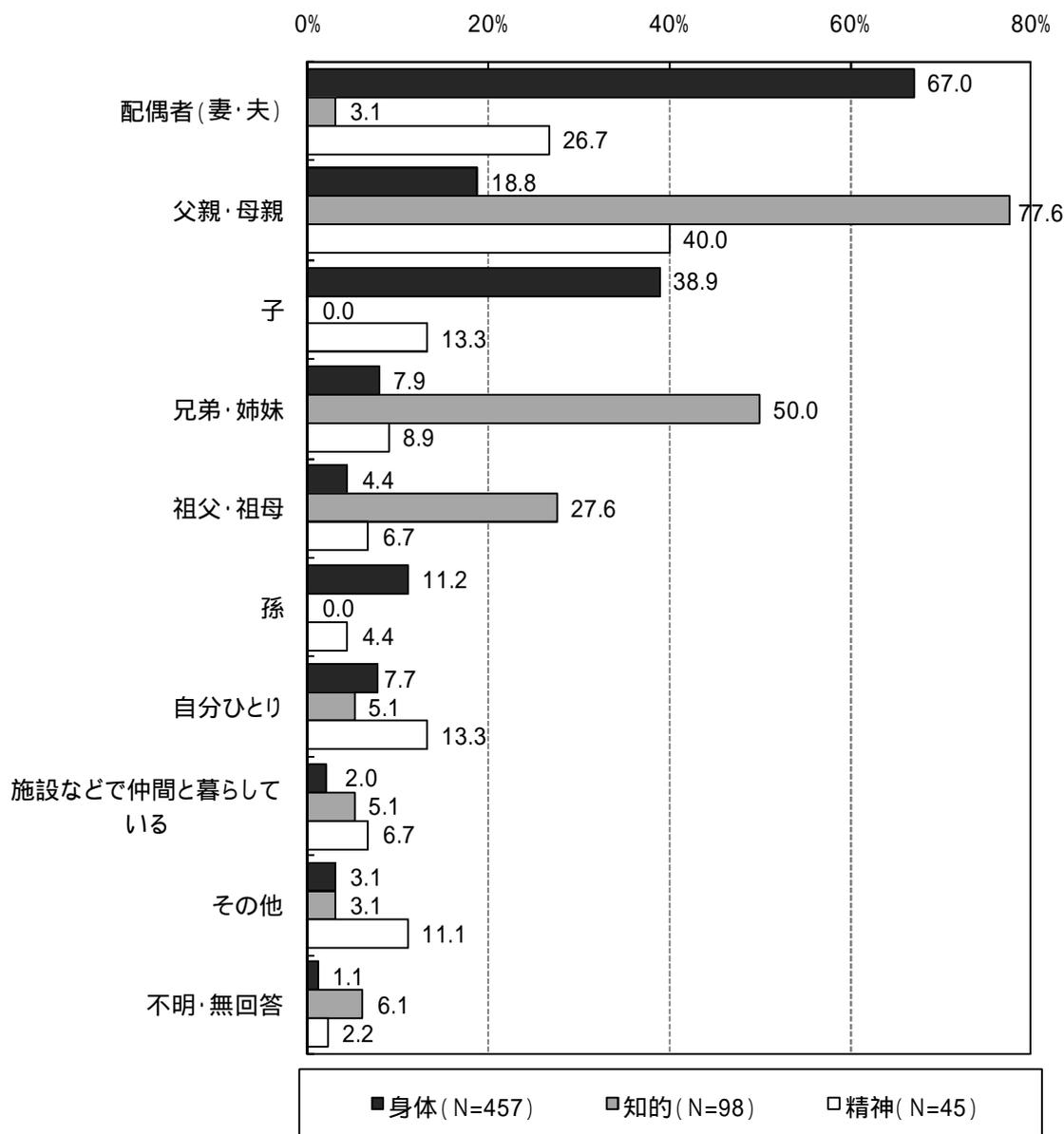
(4) アンケート結果からみた現状

障害者手帳を持つ人

現在、あなたはどなたと一緒に暮らしていますか。

一緒に暮らしている人について、身体障害者手帳所持者では「配偶者(妻・夫)」が67.0%と最も高く、次いで「子」が38.9%となっています。療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者では「父親・母親」が最も高く、それぞれ77.6%、40.0%となっています。

(複数回答)

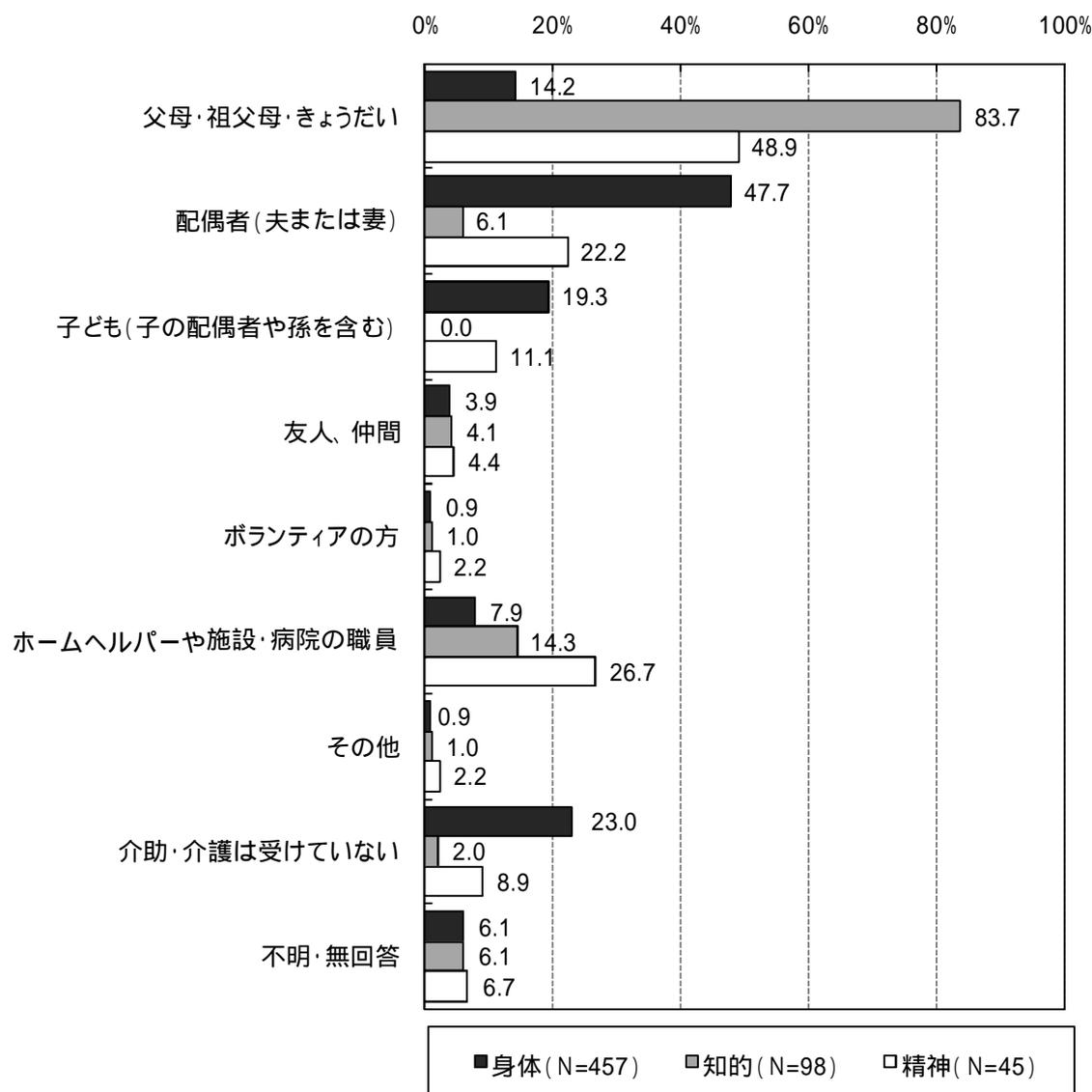


日頃、日常生活に支援が必要な場合、あなたを主に援助（口添えやうながし）・介助（手助け）・介護（看護）しているのは、どなたですか。

日常的に介護・介助をしている方について、身体障害者手帳所持者では「配偶者（夫または妻）」47.7%と最も高く、次いで「介助・介護は受けていない」が23.0%となっています。

療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者では「父母・祖父母・きょうだい」が最も高く、それぞれ83.7%、48.9%となっており、次いで「ホームヘルパーや施設・病院の職員」がそれぞれ14.3%、26.7%となっています。

（複数回答）



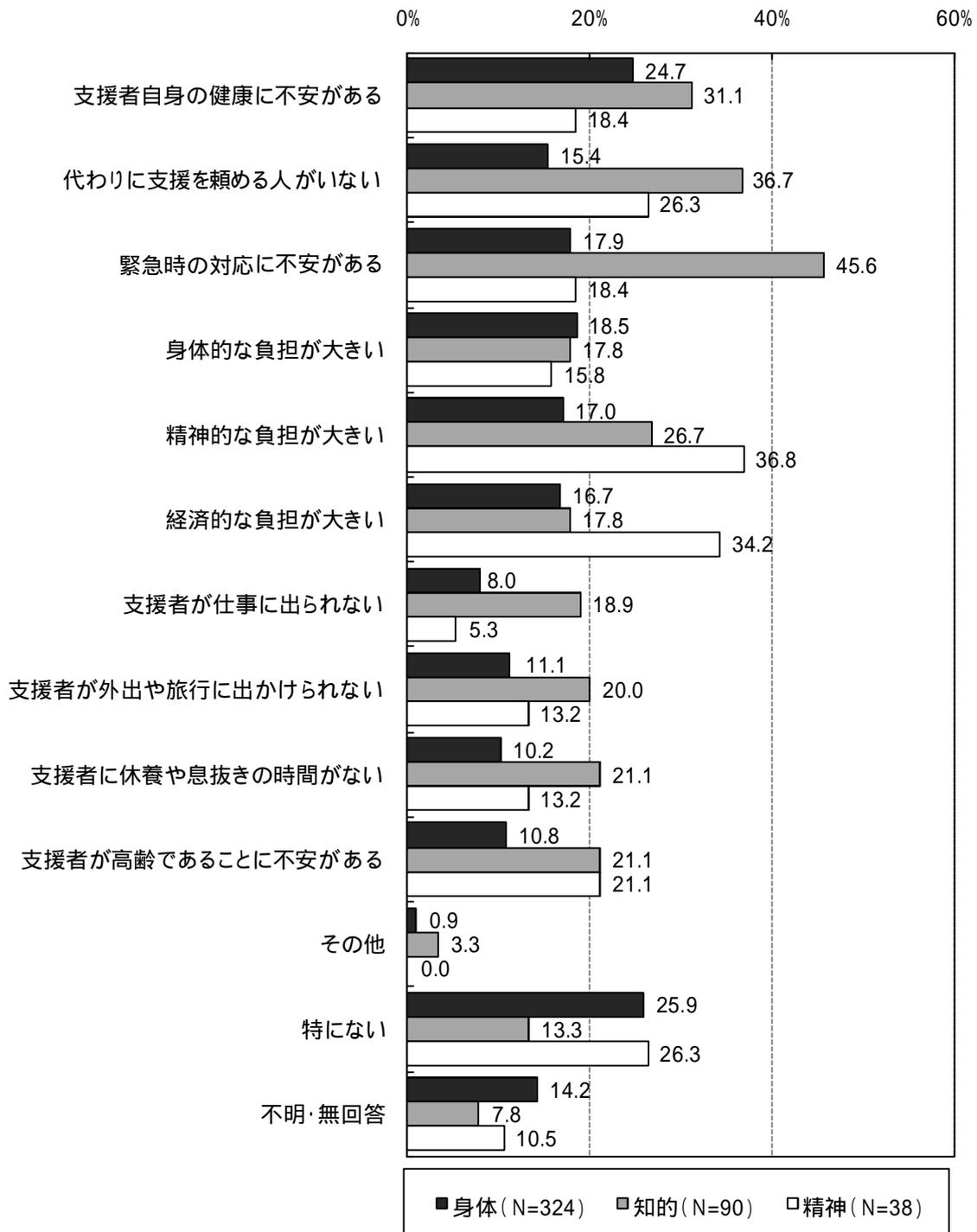
支援（援助・介助・介護）について、感じていることは何ですか。

支援について感じていることについて、身体障害者手帳所持者では「特にない」が25.9%と最も高く、次いで「支援者自身の健康に不安がある」が24.7%となっています。

療育手帳所持者では「緊急時の対応に不安がある」が45.6%と最も高く、次いで「代わりに支援を頼める人がいない」が36.7%となっています。

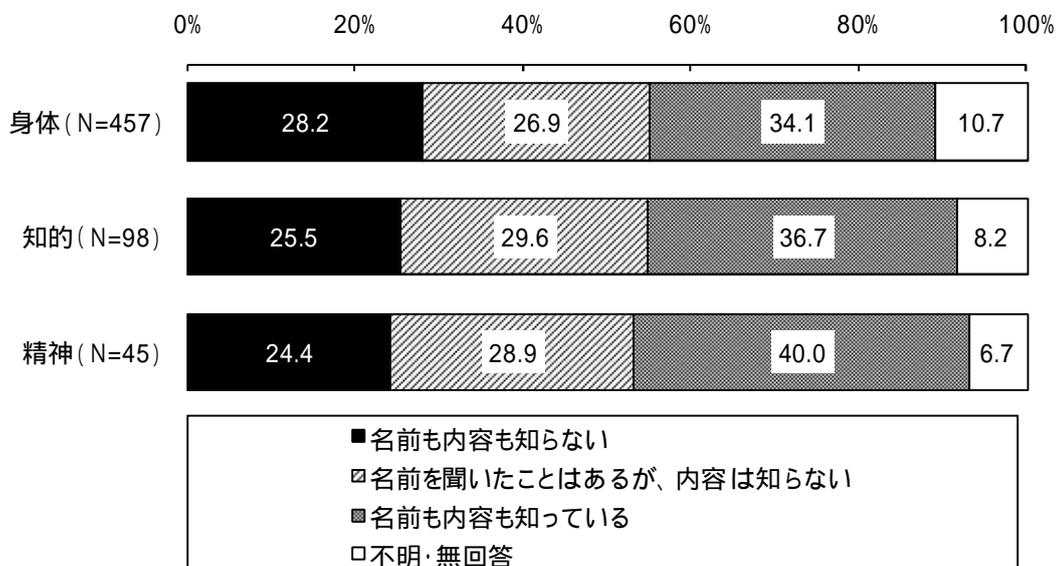
精神障害者保健福祉手帳所持者では「精神的な負担が大きい」が36.8%と最も高く、次いで「経済的な負担が大きい」が34.2%となっています。

（複数回答）



あなたは、成年後見制度について知っていますか。

成年後見制度について、身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者いずれも「名前も内容も知らない」と「名前を聞いたことはあるが、内容は知らない」を合わせた『知らない』が最も高く、それぞれ55.1%、55.1%、53.3%となっています。
(単数回答)

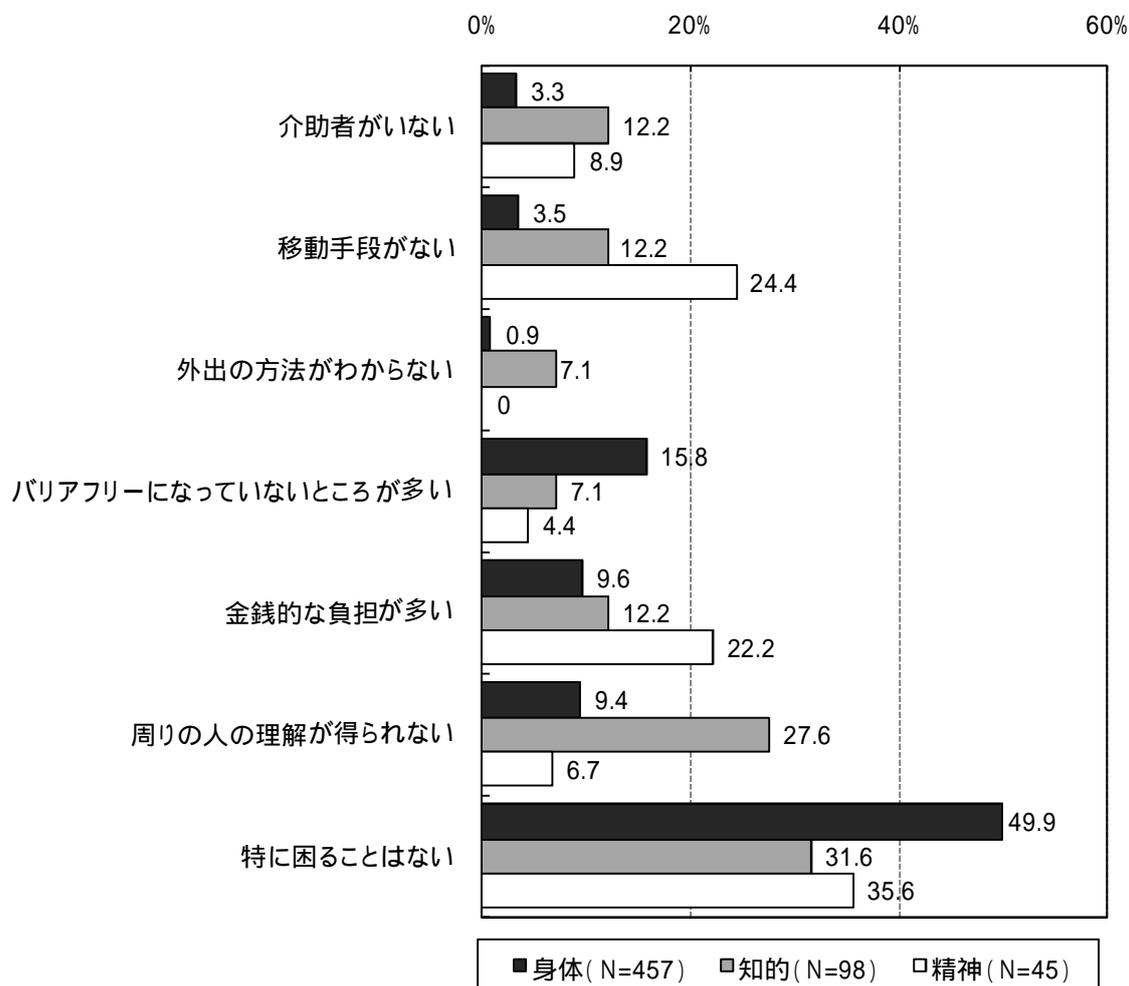


外出するうえで、困ることは何ですか。

外出時困ることについて、身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者いずれも「特に困ることはない」が最も高く、それぞれ49.9%、31.6%、35.6%となっています。

また身体障害者手帳所持者では「バリアフリーになっていないところが多い」が、療育手帳所持者では「周りの人の理解が得られない」が、精神障害者保健福祉手帳所持者では「移動手段がない」が次いで高くなっています。

(複数回答)

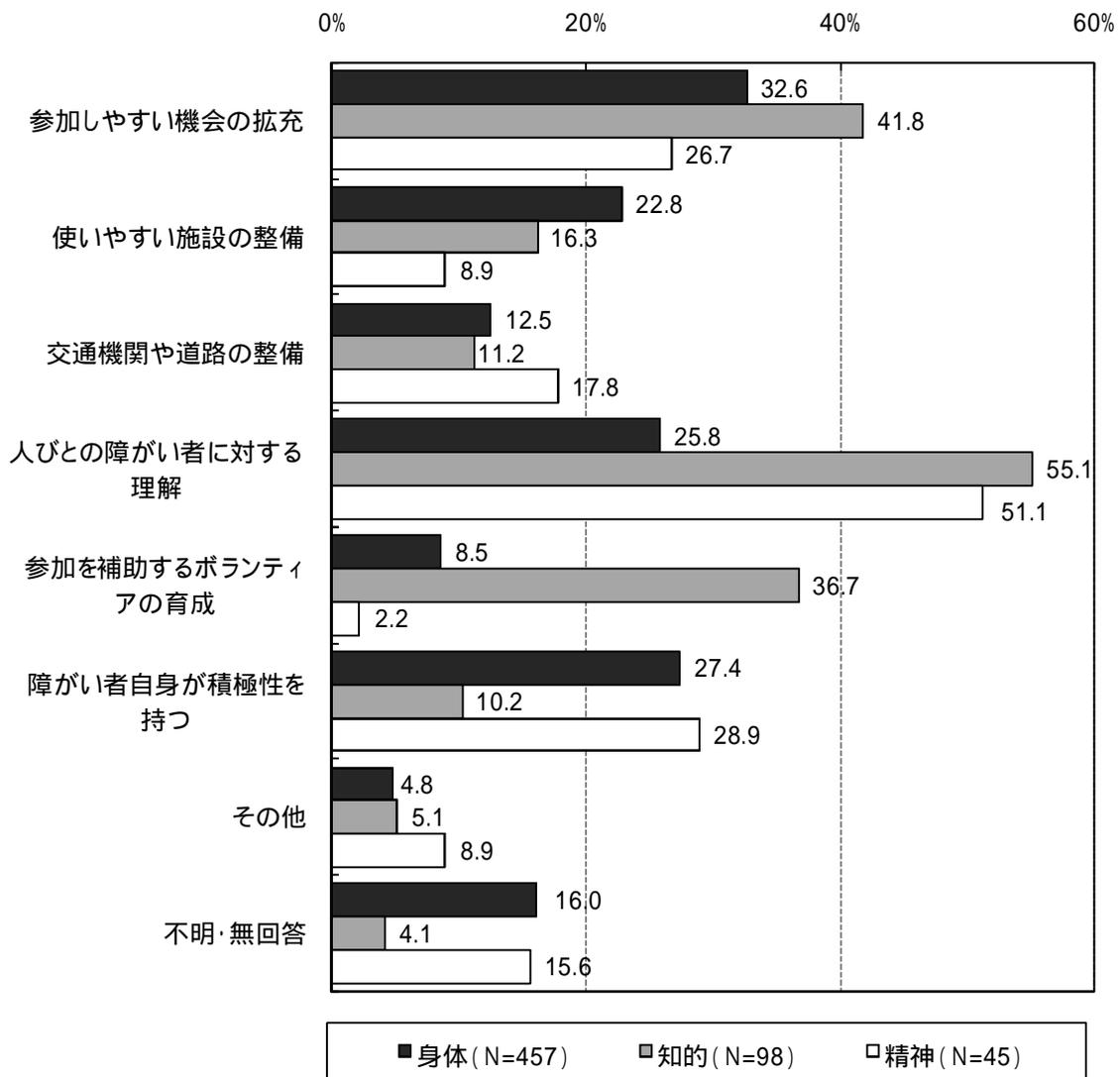


あなたが、地域や社会に積極的に参加できるようにするため、特に大切なことは何ですか。

地域や社会に積極的に参加するために大切なこととして、身体障害者手帳所持者では「参加しやすい機会の拡充」が 32.6%と最も高く、次いで「障がい者自身が積極性を持つ」が 27.4%となっています。

療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者では「人びとの障がい者に対する理解」が最も高く、それぞれ 55.1%、51.1%となっています。また療育手帳所持者では「参加しやすい機会の拡充」が、精神障害者保健福祉手帳所持者では「障がい者自身が積極性を持つ」が次いで高くなっています。

(複数回答)

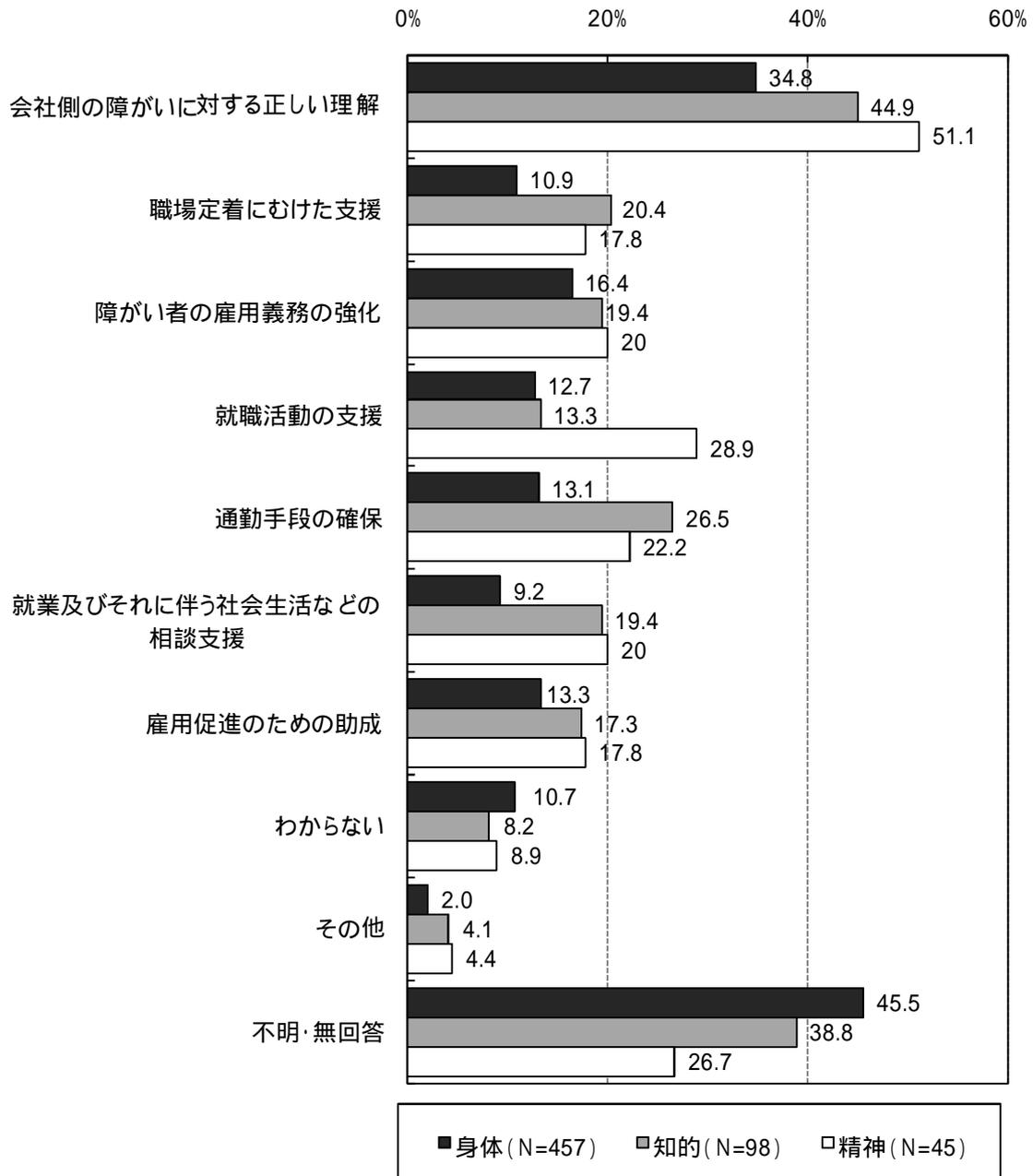


障がい者施設や作業所など以外で働くには、どのような条件が必要だと思いますか。

障がい者施設や作業所以外で働くための条件について、身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者いずれも「会社側の障がいに対する正しい理解」が最も高く、それぞれ34.8%、44.9%、51.1%となっています。

また、身体障害者手帳所持者では「障がい者の雇用義務の強化」が、療育手帳所持者では「通勤手段の確保」が、精神障害者保健福祉手帳所持者では「就職活動の支援」が次いで高くなっています。

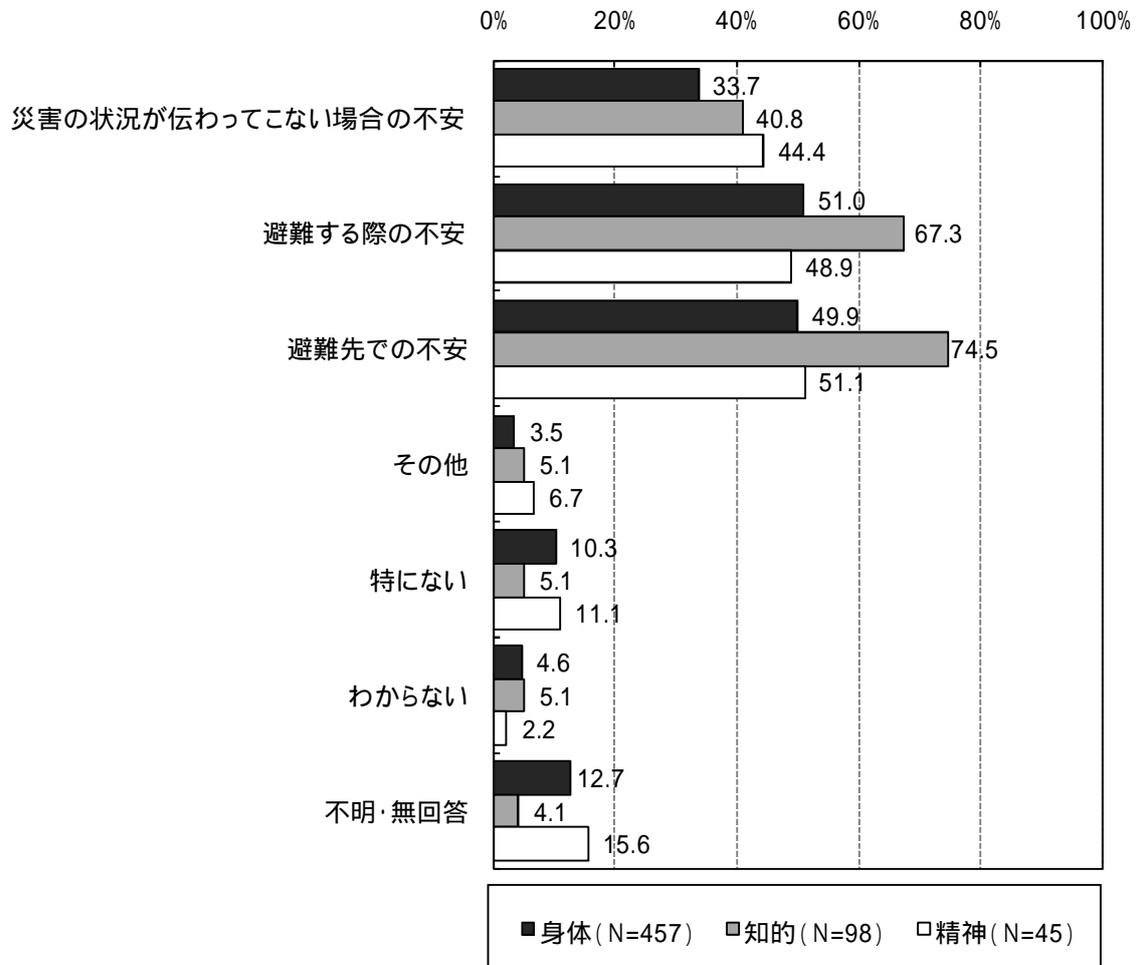
(複数回答)



万一、災害が起こった際の不安は何ですか。

災害時の不安について、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者では「避難先での不安」が最も高く、それぞれ74.5%、51.1%となっています。身体障害者手帳所持者では、「避難する際の不安」が51.0%と最も高くなっています。

(複数回答)

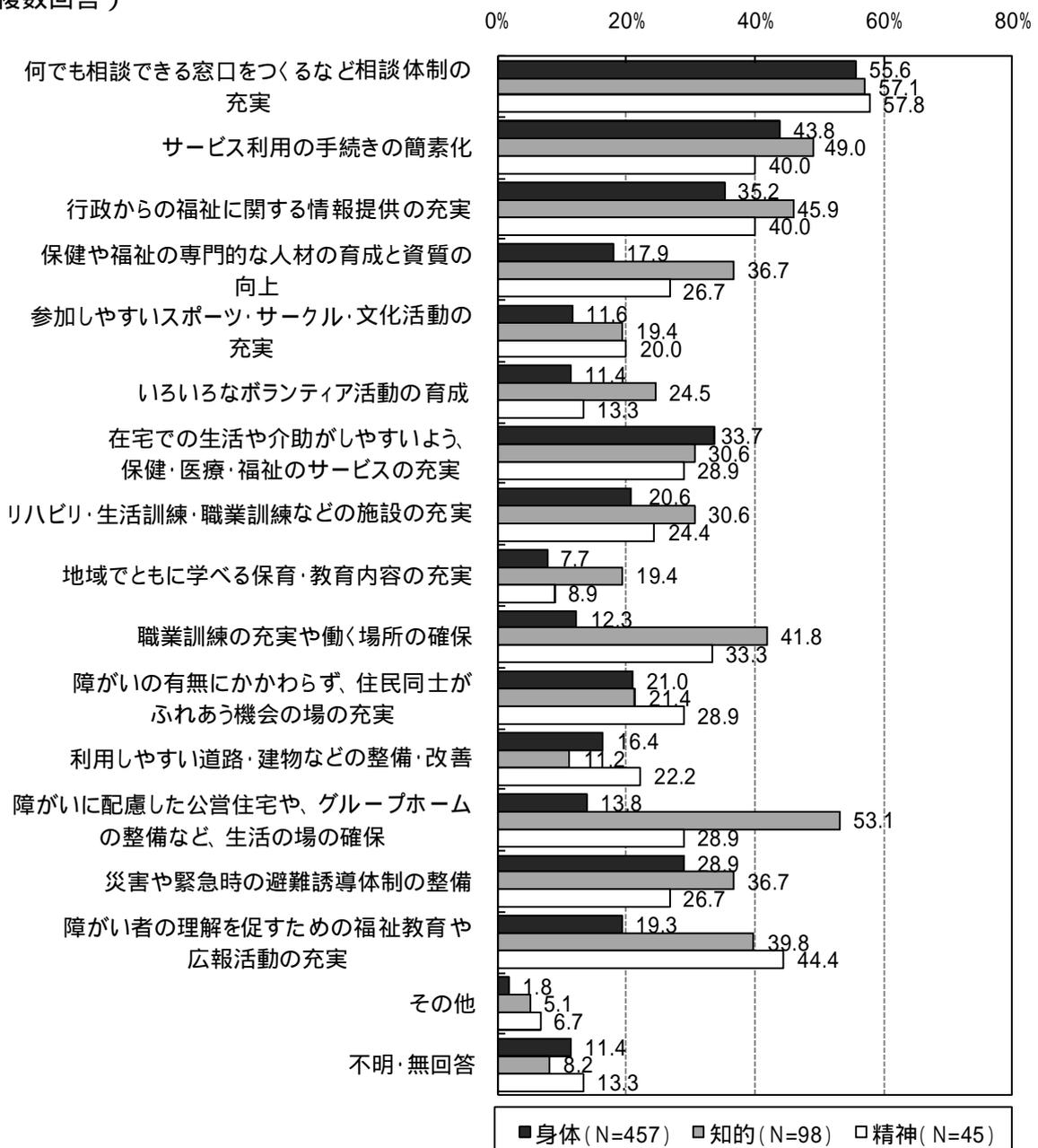


あなたにとって住みよいまちをつくるためには、どのようなことが必要だとお考えですか。

住みよいまちづくりについて、身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保険福祉手帳所持者いずれも「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」が最も高く、それぞれ55.6%、57.1%、57.8%となっています。

また、身体障害者手帳所持者では「サービス利用の手続きの簡素化」が、療育手帳所持者では、「障がい者に配慮した公営住宅や、グループホームの整備など、生活の場の確保」が、精神障害者保健福祉手帳所持者では「障がい者の理解を促すための福祉教育や広報活動の充実」が次いで高くなっています。

(複数回答)



障がい者手帳を持たない人

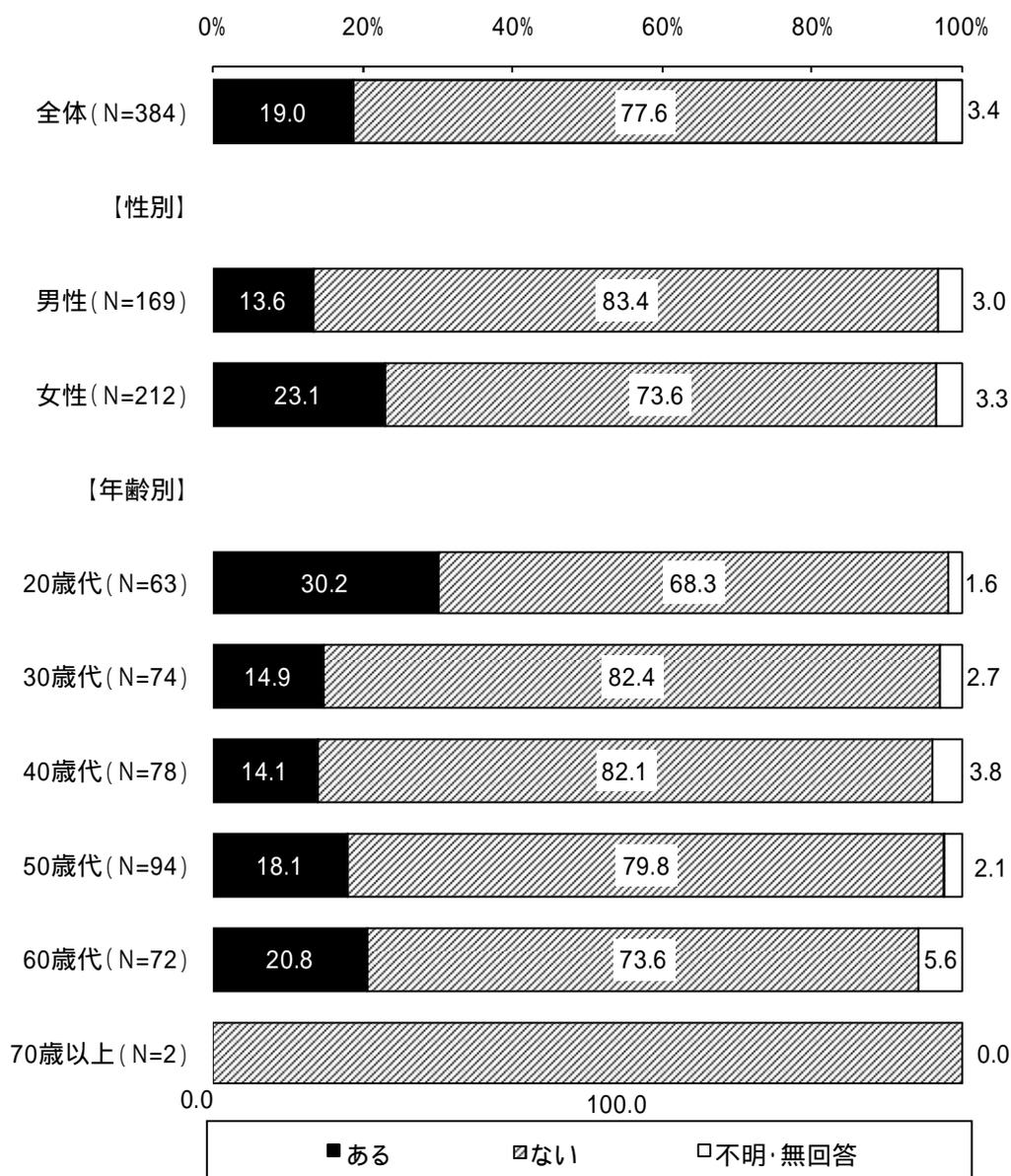
あなたは障がいのある人と関わるボランティア活動や交流活動に参加したことがありますか。

障がい者と関わるボランティア活動や交流活動への参加について、全体では「ある」が19.0%、「ない」が77.6%となっています。

性別では、「ある」が男性で13.6%、女性で23.1%と9.5ポイントの差がみられます。

年齢別では、20歳代で「ある」が30.2%と、他の年代に比べて高くなっています。

(単数回答)

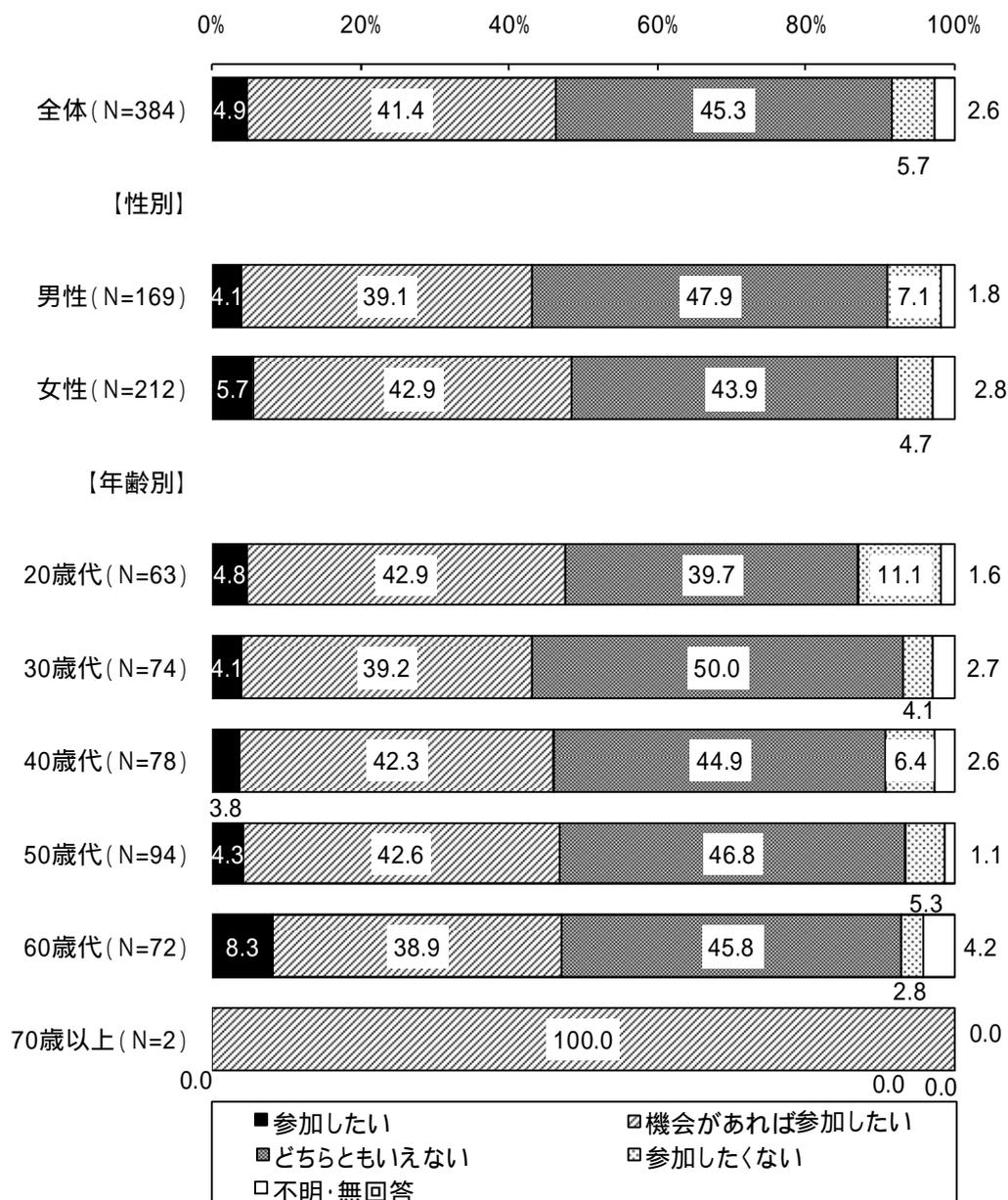


あなたは、今後ボランティア活動や交流活動に参加したいですか。

今後ボランティア活動や交流活動に参加したいかについて、「参加したい」と「機会があれば参加したい」を合わせた『参加したい』が46.3%と最も高く、次いで「どちらともいえない」が45.3%となっています。

性別では、『参加したい』が男性で43.2%、女性で48.6%と5.4ポイントの差がみられます。

年齢別では、20歳代で『参加したい』が47.7%と、他の年代に比べて高くなっています。
(単数回答)



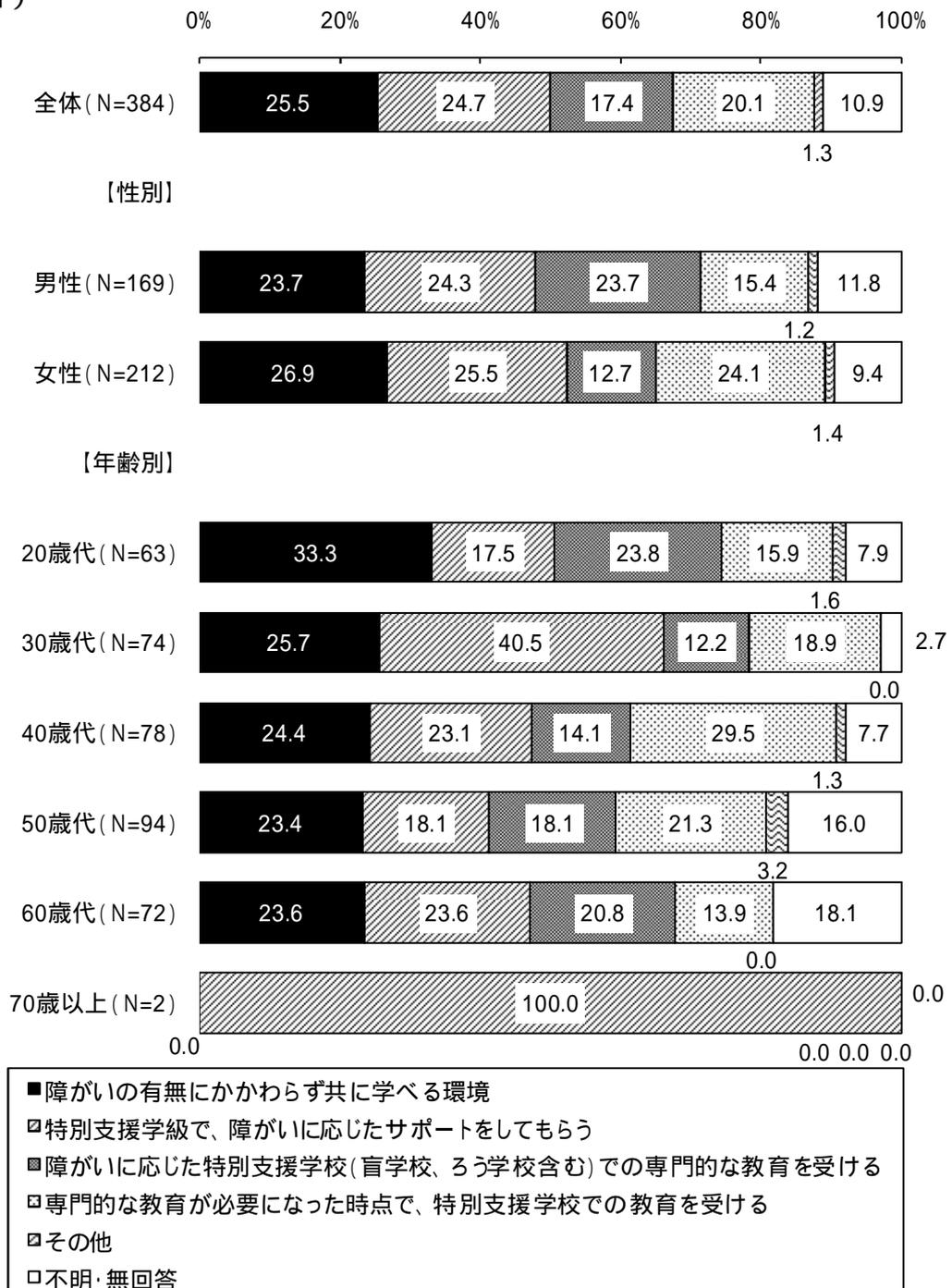
障がいのある子どもの就学環境として、望ましいと思うものはどれですか。

障がい児の就学環境について、全体では「障がいの有無にかかわらず共に学べる環境」が25.5%と最も高く、次いで「特別支援学級で、障がいに応じたサポートをしてもらう」が24.7%となっています。

性別でみると、男性では「特別支援学級で、障がいに応じたサポートをもらう」が24.3%と最も高く、女性では「障がいの有無にかかわらず共に学べる環境」が26.9%と最も高くなっています。

年齢別でみると、30歳代で「特別支援学級で、障がいに応じたサポートをもらう」が40.5%と他の年代と比べて高くなっています。

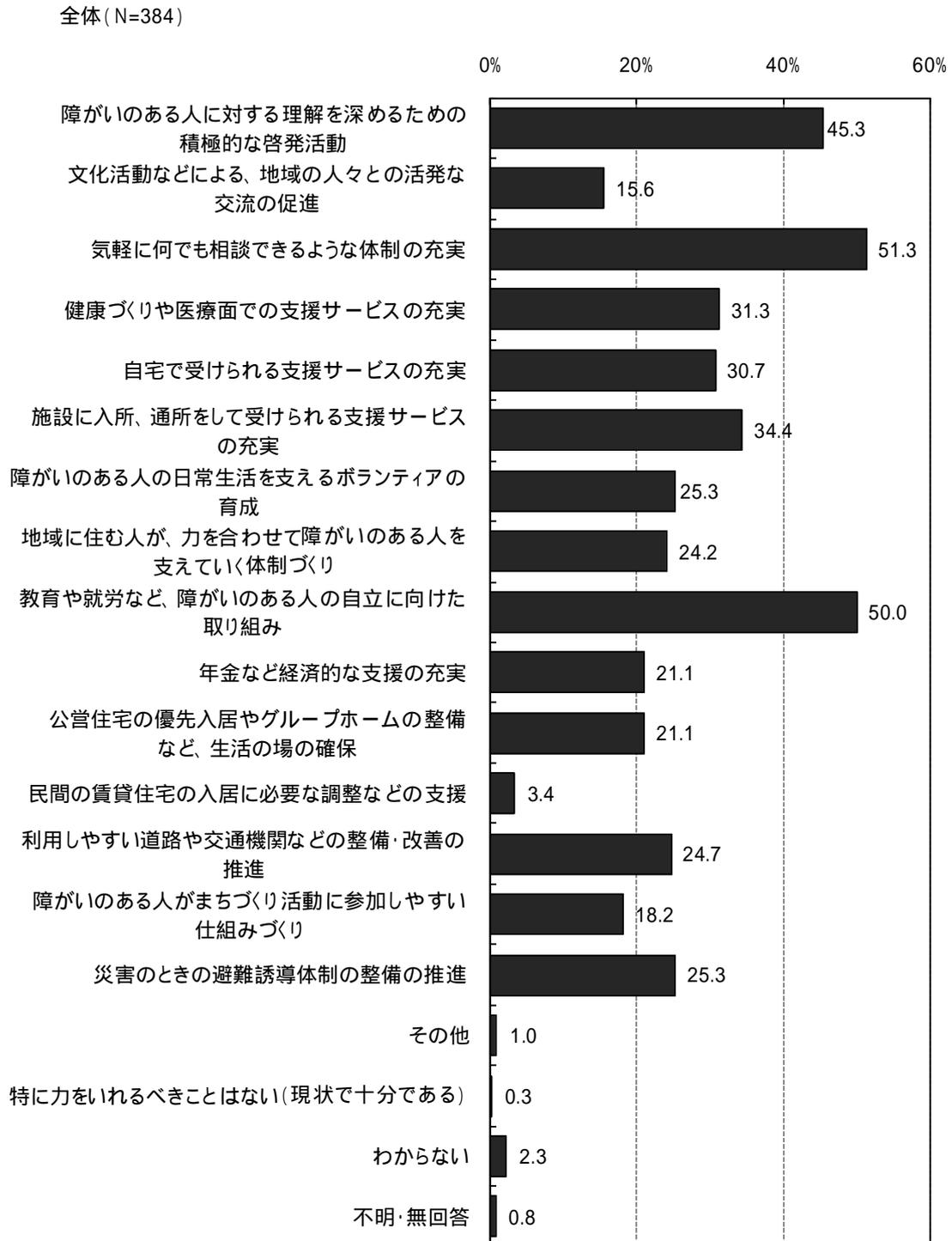
(単数回答)



今後の障がい施策を進める上で、特に力を入れるべきことは何だとお考えですか。

障がい施策を推進する上で特に力を入れることについて、「気軽に何でも相談できるような体制の充実」が 51.3%と最も高く、次いで、「教育や就労など、障がいのある人の自立に向けた取り組み」が 50.0%となっています。

(複数回答)



3 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

みんなが支え合ういきいきとしたまち いなべ

本市では、「第1次いなべ市総合計画 いきいきプラン」において「安心・元気・思いやりがまちの宝物『いきいき笑顔応援のまち いなべ』」を将来像として定め、市民一人ひとりが輝く、いきいきとしたまちづくりに取り組んでいます。

地域の中で一人ひとりが、いきいきと生活するには、障がいのある人を含めたすべての人々が、相互に個性を尊重し、認め合うことが大切です。

社会参加などによる生きがいづくりの充実を図り、障がいのある人の主体的な生活を支援し、自らの障がいに応じた自立生活を地域の中で実現できるよう、見守りや声かけなどによる支え合いを通して、安心できる地域生活の基盤整備を進めていきます。

心ふれ合う支え合いの地域づくりをめざして、いなべ市総合計画の将来像である「いきいき笑顔応援のまち」の実現に向けて「みんなが支え合ういきいきとしたまち いなべ」を本計画の基本理念とします。

(2) 基本的視点

障害のある人が自分らしい生活を自らの意思で選択・決定できるよう、生活支援施策の展開及び地域の生活基盤の整備を図っていく必要があります。これまでに推進されてきた障がい福祉に関する考え方などを踏まえ、以下に示す基本的視点のもとに施策の展開を図るものとします。

1. 人権の尊重と理解促進

障がいの種別や程度あるいは環境などの、それぞれ違いを踏まえつつ、人間としての誇りと尊厳を持ちながら、その人らしく生きることができるよう、人権の尊重を基本として支援に努めます。また、周囲の障がい者への理解の促進に努めます。

2. 相談支援体制の充実

年齢、障害程度、障害種別ごとに異なる様々な生活場面での問題に対し、総合的かつ連続性のある相談支援体制の充実を図るため、福祉、教育、就労等幅広い分野にわたって市役所内の関係各課及び関係機関等の連携を強めるとともに、近隣自治体との広域的な協力関係を一層重視します。

3. 生きがいづくりのための支援

障がいのある人が、自由に意志を表示し、活動できるような環境を保障するため、日中活動の場や社会参加を促す環境整備など障害福祉サービスの提供体制を整備します。

4. 障害のある子どもへの支援

一人ひとりの健やかな発達を最大限確保するため、それぞれの障がいの状況に応じた療育的な事業を充実するとともに、就学前から卒業後も含め、切れ目のない継続的な支援を実施します。

5. 就労支援の充実・強化

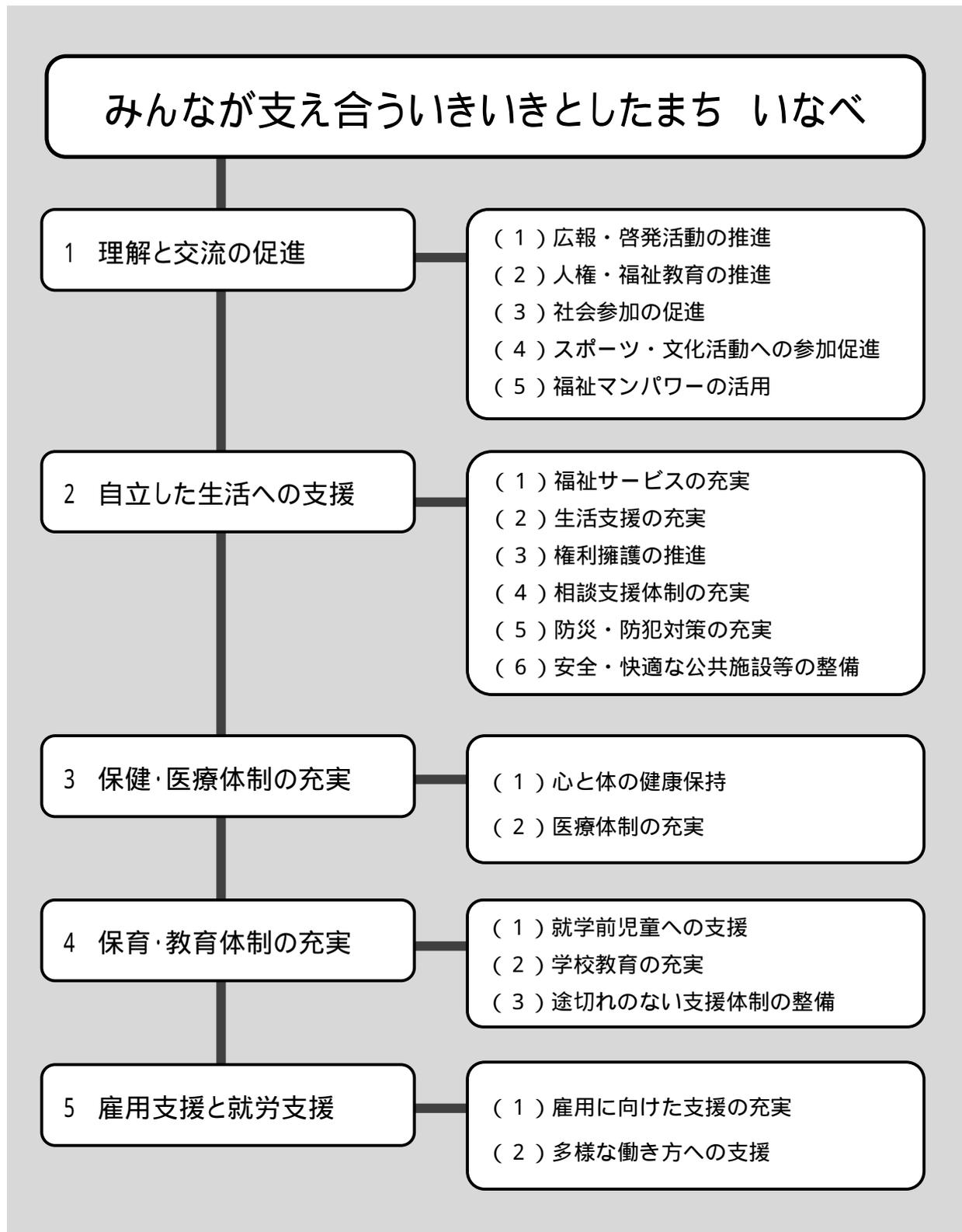
「働きたい」という意欲や希望のある障がいのある人が、能力や適性に応じて働くことができるよう、サービス事業者をはじめ、企業や関係機関と連携しながら障がいのある人のさまざまな就労活動への支援を充実します。

6. 災害時対策の推進

地域社会において、安全かつ安心して生活を営むことができるように、障がい者の実情に応じた施策の推進を図り、特に、災害時には、円滑な避難ができる体制づくりを進めます。

4 施策の体系

障害者計画施策体系図



5 計画の評価・推進体制

(1) 市における推進体制

障がい者施策の推進にあたっては、保健・医療・福祉・教育・就労・都市計画など全庁的な取り組みが必要なことから、庁内各課の緊密な連携を図り、全庁が一体となって各種施策に取り組んでいきます。

さらに、サービス提供事業者においては、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供、また、その他のサービスとの連携に取り組むことが求められています。サービス提供事業者との連携を図り、施策を推進していきます。

また、地域における障がい者施策をさらに充実するため、障がい者福祉のためのボランティア団体の育成に努めるとともに、当事者団体との連携を強化し、市民と行政の協力体制の構築に努めます。

(2) 県・周辺自治体との連携

県や周辺自治体と連携し、計画の見込量や事業所指定等について必要な調整を図るとともに、障害福祉サービスなどにかかわる人材の育成・資質の向上を図ります。

また、適切な利用者負担制度等、障害者施策の一層の充実に向けて国・県へ働きかけていきます。

(3) 評価体制

目標の達成状況を庁内関係各課、また団体などとの連携のもとで評価、見直しを行うとともに、必要な対策等を継続的に実施します。

障害者計画

1 理解と交流の促進

障がいのある人もない人も互いに尊重し合い、ともに地域で暮らすためには、障がいに関する理解の促進が欠かせません。

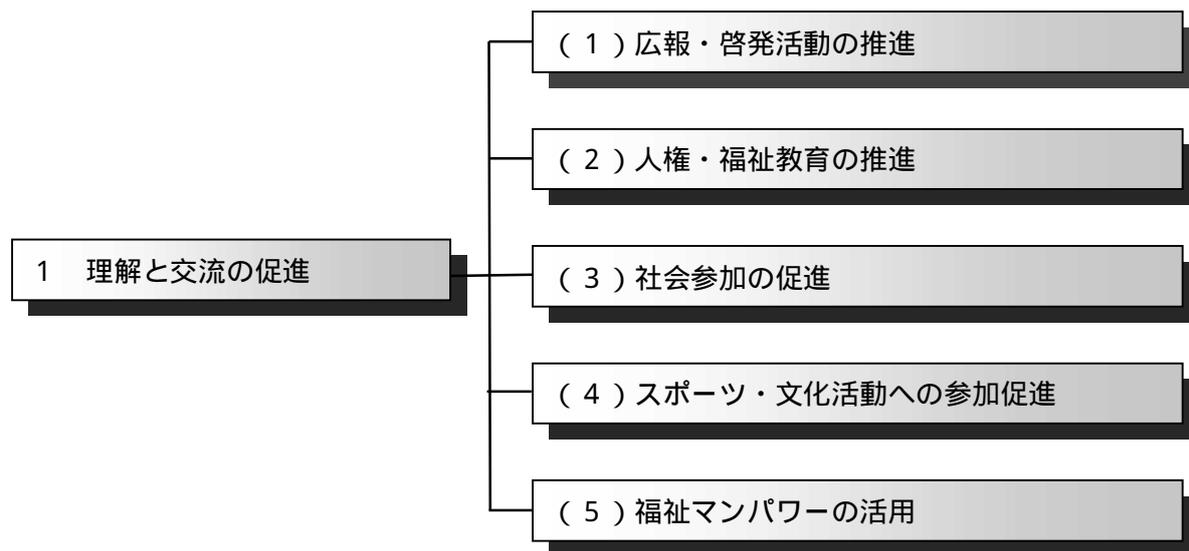
また近年、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥・多動性障害）、高機能自閉症などの発達障害のある児童・生徒に対する理解・支援の必要性が高まっています。

ノーマライゼーションの理念を広く市民の間に浸透させていくための広報・啓発の充実や、学校などの人権・福祉教育の推進により、正しい理解の促進を図ることが必要です。また、障がいのある人との交流の場づくりを進め、互いに理解を深めていくことが求められています。

障がいのある人の地域での自立した生活の継続と生活の質を高めるために、各種福祉サービスの充実とともに、サービス提供に関わる人材の確保も必要です。

周囲の理解と支援を充実させることにより、地域における交流活動やスポーツ・文化活動などを通じて、障がいのある人が「生きがい」を持って暮らせるような地域づくりを進めます。

体 系



(1) 広報・啓発活動の推進

広報による障害に関する情報提供や、イベントなどの機会における啓発などを行い、市民の理解促進を図ります。

	施策	内容	担当課
1	障がいのある人向けの広報等による情報提供	障がいのある人が、市の情報を容易に得ることができるよう支援します。視覚障がいの人に対しては、「声の広報」などを通じて情報提供を行います。	広報秘書課 社会福祉課
2	情報提供体制の整備	市のホームページや広報誌、ケーブルテレビなどの広報媒体により、障がいのある人に対し、制度やサービスについて、わかりやすい情報提供ができる体制を整備します。	広報秘書課 社会福祉課
3	広報活動の充実	障害福祉の制度やサービスの概要などをまとめた「福祉のしおり」を作成し、手帳交付時や窓口での相談時に配布します。民生委員や障がい者団体などの支援者への説明の際に、障害福祉に関する制度の周知を図ります。	社会福祉課
4	啓発活動の充実	人権連続講座の開催や、市民による人権機関「メシェレいなべ」とも連携し、人権週間期間中の街頭啓発活動、「市民人権フェスティバル」などの機会を通じて、障がいへの理解を深めるための啓発活動を実施します。庁内や事業所においては、研修などの機会を通じた啓発を行います。	人権福祉課 社会福祉課 職員課

(2) 人権・福祉教育の推進

学校や関係機関の教育活動を通じ、障がいのある人に対する理解を深める人権・福祉教育を推進し、地域の中で障がいのある人が安心して暮らせるよう環境を整備します。

	施策	内容	担当課
5	発達障害への理解の促進	発達障害の早期発見・早期支援につなげられるよう、「子育てハンドブック」やチャイルドサポートに関するパンフレットなどで情報提供を行い、知識の普及と理解促進を図ります。	健康推進課 こども家庭課 学校教育課 発達支援課 社会福祉課
6	学校における福祉教育の推進	社会福祉協議会と学校とが連携し、福祉協力校を中心として点字や手話、車いす体験などの各種教室を開催し、子どもたちの福祉体験の充実を図ります。また、総合学習のなかで、発達段階に応じた福祉教育を推進します。	学校教育課
7	精神保健福祉に関する知識の普及・啓発	精神保健福祉についての知識・理解を深めるために、県主催の講演会の案内や、広報誌などによる啓発に努めます。	健康推進課

(3) 社会参加の促進

障がいのある人が地域の活動などに参加することで、「生きがい」や「やりがい」を感じて暮らすことができるよう、障がい者団体の活動やボランティア団体の活動の支援とともに、地域行事やボランティア活動への積極的な参加を促進します。

	施策	内容	担当課
8	地域交流の促進	パンや蕎麦などの販売により、生産者、障がい者、消費者が顔を合わせ、話ができる機会をつくり、地域の人とのつながりをもちながら、住み慣れた地域で安心して生活が送れるようにしていきます。	社会福祉課
9	地域行事への参加促進	障がいのある人がより参加しやすいイベント内容を計画し、出展のスペースの確保などに努め、参加の促進を図ります。	商工観光課 社会福祉課
10	ボランティア活動への参加の促進	障がいのある人が地域の活動に参加することで、生きがいを持って生活ができるよう、ボランティア活動への参加の促進を図ります。	人権福祉課
11	選挙における配慮	各種選挙における投票の際には、投票所の状況に応じて、車での乗り入れやスロープを設置するなど、投票しやすい環境の整備を行います。	総務課

(4) スポーツ・文化活動への参加促進

潤い豊かな生活を送ることができるよう、スポーツ・レクリエーション活動や文化・芸術活動などへの参加を促進し、障がいのある人の地域の中での生きがいづくりを支援します。

	施策	内容	担当課
12	スポーツ活動の参加機会の充実	障がいのある人のスポーツニーズに対応するため、体育協会などのスポーツ団体、福祉団体の協力を得ながら、障がい者スポーツ大会の開催などを支援します。	生涯学習課 社会福祉課
13	文化活動の参加機会の充実	文化・芸術活動に参加しやすくなるよう、手話通訳者や要約筆記者などによる障がいのある人に対応した教室や講座を開催するよう努めます。図書館においては、大活字本を揃えるなど、障がいに応じた対応に努めます。	生涯学習課

(5) 福祉マンパワーの活用

サービスなどの担い手である福祉に関わるマンパワーの確保と活用により、障がいのある人の多様化するニーズに対応します。

	施策	内容	担当課
14	ホームヘルパー等の確保	ホームヘルパーなどの障がい者福祉に携わる人材の確保と資質向上のために、研修への参加を促進するなどの支援に努めます。	社会福祉課
15	手話通訳者・要約筆記者等の確保	派遣事業を継続して行うとともに、講座などを開催し、手話通訳者・要約筆記者の確保に努めます。	社会福祉課
16	ボランティアに関する情報提供の充実	NPO、ボランティア団体への活動支援を行い、市民活動の場を創出します。ボランティアなどへの参加意欲がある市民に対し、情報の提供や講座の開設などの支援を行います。	市民活動室

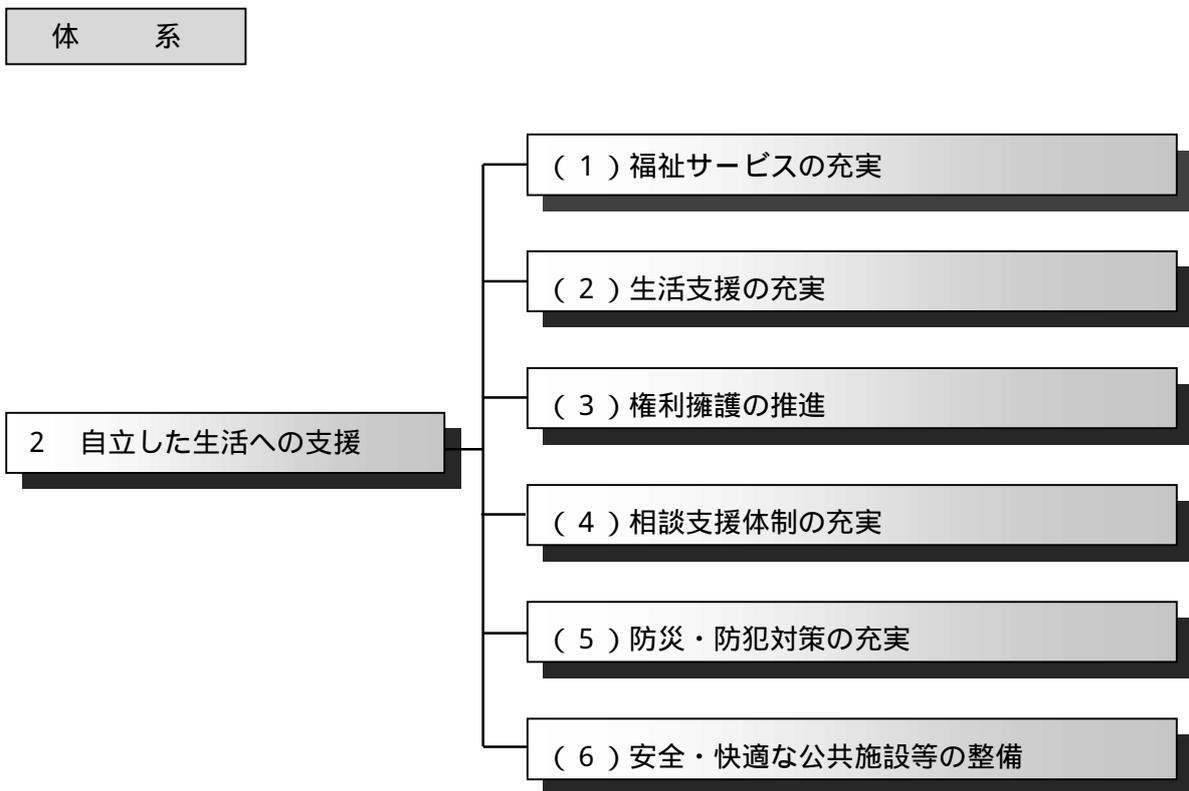
2 自立した生活への支援

障がいのある人は、日常の生活の中で、不便や不安を感じています。自立した生活の実現を支援するための様々な取り組みが必要です。

障がい福祉サービスは、住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、障がいに応じた各種のサービスが確保されることが重要です。障がいのある人が必要なサービスを主体的に選択し、利用できるよう多様な福祉サービスの提供が求められています。

また、家族や当事者に対する総合的な相談支援体制の整備とともに、十分な自己決定や意思表示が困難な人に対して、人権や財産などを守る権利擁護についても充実が必要です。

さらに東日本大震災以降、災害に対する不安が増加しています。本市は、東南海・南海地震の地震防災対策推進地域に指定されており、災害対策を進めていく必要があります。災害時要援護者避難支援計画に基づき、災害時に適切な情報提供や避難支援が行えるよう体制を整備し、対策を進めます。



(1) 福祉サービスの充実

障がいのある人の地域生活・在宅生活を支えるため、訪問系サービスや日中活動系サービスなどの充実に努めるとともに、サービスの質の向上に向けた取り組みを推進します。

	施策	内容	担当課
17	訪問系サービスの充実	居宅介護をはじめ、障がいのある人が地域で暮らしていく上で欠かせないサービスであるため、サービスの充実を図り、居宅での生活を支援します。	社会福祉課
18	日中活動系サービスの充実	障がいのある人の状況に応じて、生活介護や自立訓練などのサービスを提供します。	社会福祉課
19	居住系サービスの充実	障がいのある人の住まいを確保し、安心して暮らせる環境を提供します。	社会福祉課
20	地域生活支援事業の推進	障がいのある人が、その有する能力と適正に応じて、自立した生活を営むことができるよう、相談支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業などを実施し、障がいのある人や介護者の地域生活を支援します。	社会福祉課
21	家族介護者への支援	短期入所や地域活動支援センター事業の充実を図り、障がいのある人を介護している家族の負担軽減を進めます。	社会福祉課
22	日常生活への支援の充実	障がいのある人の日常生活を支援するため、おむつの支給サービスや訪問理美容サービス、緊急通報装置貸与サービスなどの各種サービスの充実を図ります。	長寿介護課 社会福祉課
23	福祉サービスの質の向上	サービスの量の拡充だけでなく、質の向上も求められることから、事業者間での情報の共有や行政と事業者との連携を図り、質の高いサービスの提供が行えるよう支援します。	社会福祉課

(2)生活支援の充実

障がいのある人やその家族の経済的な負担の軽減を図るため、各種手当の支給や助成を行うとともに、地域移行に向けた支援を行います。

	施策	内容	担当課
24	医療費の助成	障がいのある人が必要な医療を適切に受けることができるよう、医療費の助成制度の周知に努め、利用促進を図ります。	保険年金課
25	障がいのある子どもへの就学奨励、補助	障がいのある児童・生徒の就学を促進するため、特別支援学級の児童・生徒に対し、就学奨励費や体験活動、交流事業の経費の補助を行います。	学校教育課
26	各種手当等の支給	特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当についての周知を図り、支給を行います。	社会福祉課
27	交通費の助成	タクシー料金を助成し、障がいのある人の外出を支援します。利用者のニーズを把握し、年間利用回数の上限について検討します。	社会福祉課
28	障がいのある人の地域移行	医療機関などとの連携のもと、障がいのある人の地域生活への移行・定着に向け、サービスの充実などを含めた支援を行います。	社会福祉課
29	いなべ市自立支援協議会の設立	現在、圏域の市町村で構成されている桑員地域自立支援協議会に所属していますが、今後、市独自の会を立ち上げ、障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう具体的な検討を進めます。	社会福祉課

(3) 権利擁護の推進

障がいのある人の日常生活における権利が損なわれないよう、権利擁護事業や成年後見制度利用支援事業を推進します。

	施策	内容	担当課
30	権利擁護の推進	知的障害・精神障害の人など、判断能力が十分でない人が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理の支援、相談などを行う権利擁護事業の推進を図ります。	社会福祉課
31	いなべ市成年後見制度利用支援事業の推進	障がいのある人の自己決定の尊重と権利擁護を図ることを目的として、成年後見制度による支援を行います。	社会福祉課 長寿介護課
32	虐待防止に向けた取り組みの充実	障がいのある人に対する虐待の防止や早期発見・早期対応、継続した支援が行える体制を整えます。 児童については、要保護児童対策協議会における研修の実施と、関係機関との連携を強化した支援体制づくりを推進します。	こども家庭課 社会福祉課

(4) 相談支援体制の充実

障がいのある人のさまざまな相談に対応できるよう、専門機関との連携を図るとともに、民生委員・児童委員などの協力により、身近な地域での相談支援体制の充実に努めます。

	施策	内容	担当課
33	身近な相談員による相談体制の充実	市民に対して身近な相談窓口である民生委員・児童委員の活動を支援するとともに、「障がい者相談」「心配ごと相談」などの各種相談を実施します。	人権福祉課 社会福祉課
34	専門機関等との連携	児童相談所、障害者相談支援センター、こころの医療センターとの連携を図り、円滑な相談支援を実施します。	社会福祉課
35	基幹相談支援センター設置に向けた検討	障がいのある人への総合的な相談や成年後見制度の利用支援に対応できる体制を整備するため、その拠点である「基幹相談支援センター」の設置に向けた検討を行います。	社会福祉課

(5) 防災・防犯対策の充実

災害時要援護者避難支援計画に基づき、災害などの緊急事態発生時に適切な情報提供や避難支援が行えるよう体制を整備します。また、障がいのある人が犯罪などに巻き込まれることのないよう、関係機関・団体と連携し、防犯活動を推進します。

	施策	内容	担当課
36	防災情報の提供体制の整備	防災に関する情報を障がいのある人に的確に伝えるため、自主防災組織との連携を図り、情報を直接伝達できる体制を整備します。	総務課
37	災害時要援護者避難支援体制の整備	災害時要援護者避難支援計画に基づき、災害時要援護者の登録を進めます。要援護者に対し、地域支援者(自主防災組織・民生委員)が安否確認や避難支援が行えるよう体制の整備を行います。	総務課 人権福祉課 社会福祉課
38	災害時における医療体制の整備	桑員地域の災害時医療対策協議会を中心に、地域の医師会や消防署、警察などと連携を図り、地域における災害時の医療体制の整備・充実を図ります。	健康推進課
39	障がいのある人に配慮した避難所の整備	避難所において、間仕切りなどのプライバシーを保護できる資機材の確保に努めます。また、福祉避難所として利用可能な施設を調査し、指定できるよう関係者と協議を進めます。	総務課 人権福祉課 社会福祉課
40	防犯対策の啓発、防犯活動	定期的にいなべ市生活安全協議会を開催し、関係機関、防犯団体との連携強化を図ります。防犯ボランティアの新規結成や自治会活動を促進し、防犯活動の推進に努めます。	総務課
41	防災対策の啓発	被災者による自助・共助についての講演会を実施するなど、防災についての啓発を行います。	社会福祉課

(6)安全・快適な公共施設等の整備

障がいのある人が公共施設や公共交通機関を安全かつ快適に利用でき、外出しやすい環境の整備を行い、社会参加などにつなげます。

	施策	内容	担当課
42	公園、道路等の バリアフリー化 の推進	都市公園、道路などの改修や整備時には、障がいのある人に配慮したものとなるよう、バリアフリー化を進めます。	都市整備課 建設課
43	障がいのある人に 配慮した公共 交通機関の整備	福祉バスなどの公共交通機関について、障がいのある人が利用しやすいように利便性・安全性の向上に努めます。	交通政策課
44	施設のバリアフリー 化の推進	新施設は、「バリアフリー新法」「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づき、整備します。既存施設は、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づき、大規模修繕・模様替え時に合わせて整備を行います。	生涯学習課 社会福祉課 こども家庭課 長寿介護課

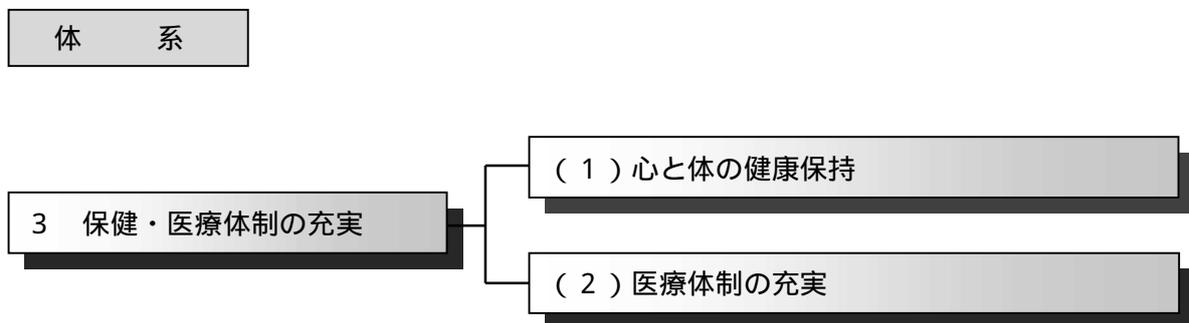
3 保健・医療体制の充実

障がいのある人を含めた誰もが地域で健康的な生活を送れるよう、障がいの発生予防や疾病の早期発見・早期治療、健康の維持増進のための取り組みについて、継続的な支援が求められています。

障がいのある人の多くは通院が必要な疾病を抱えており、保健・医療・福祉のそれぞれの分野にわたる総合的な施策の展開が求められています。

本市では各年齢に応じた健診（検診）や相談などの事業を実施し、疾病の早期発見・指導に努めています。

乳幼児期から高齢期までの各ライフステージの疾病を予防するとともに、疾病を早期に発見して適切な治療を行うなど、障がいのある人がきめ細やかな保健・医療サービスを受けることができる体制づくりを進めます。



(1)心と体の健康保持

障がいの早期発見・予防・支援のため、乳幼児期から高齢期まで、すべてのライフステージに応じた健康に関する取り組みを進めます。

	施策	内容	担当課
45	就学前における支援体制の充実	発育・発達について、指導・助言のできる人材を確保し、「こんにちは赤ちゃん訪問」や「1歳6か月児健診」「3歳6か月児健診」などの定期健診の充実に努めます。また、保育園との連携を図り、途切れのない支援を行います。	健康推進課
46	各種健診・予防接種の実施	妊産婦をはじめ、乳幼児から高齢者まで、ライフステージに応じた各種健診、予防接種を実施するとともに、健診後の適切なフォローアップ体制を充実し、疾病の早期発見と予防に努めます。	健康推進課
47	肢体不自由児への支援	肢体不自由児に対し、相談支援を行い、本人の生活環境の改善や家族介護者の負担軽減などにつなげます。	健康推進課 社会福祉課
48	精神保健対策の充実	幅広い相談に対応できるよう、庁内及び関係機関との連携を図り、相談体制を充実します。医療が必要な場合は医療機関につなげていきます。	社会福祉課

(2)医療体制の充実

障がいのある人が身近な地域で適切な医療が受けられるよう、医療機関との連携を図り、医療体制の充実を図ります。

	施策	内容	担当課
49	歯科治療の受診機会の確保	障がいのある人の歯科治療に対する理解を深めるとともに、訪問歯科診療などにより、歯科治療の受診機会の確保に努めます。	健康推進課
50	救急医療体制の充実	いなべ医師会の在宅医当番制度、病院群輪番制病院制度、いなべ総合病院救急医療事業に対して財政支援を行い、救急医療体制の充実を図ります。	健康推進課

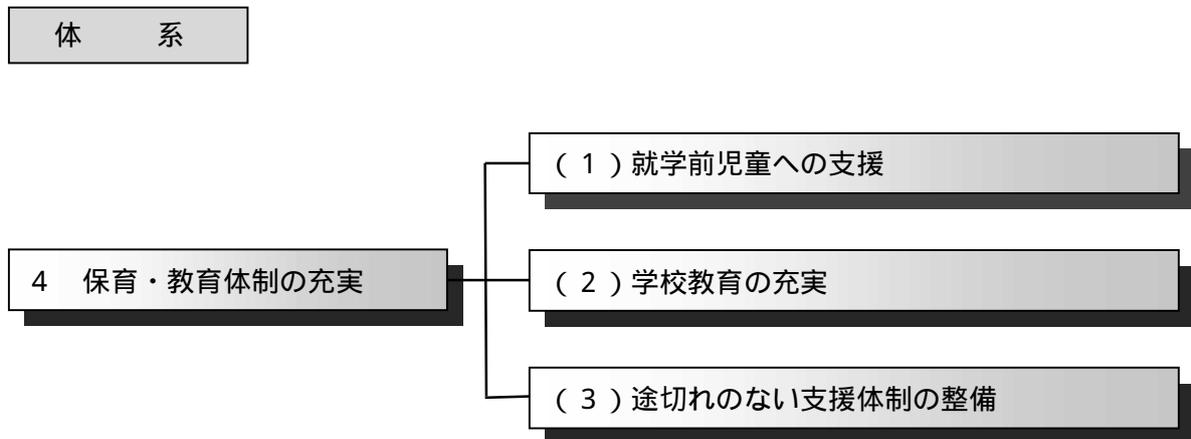
4 保育・教育体制の充実

障がいの内容が、多様化・複雑化しているなか、子ども一人ひとりのニーズに応じた支援を図るためには、就学中はもちろん、就学前から卒業後に至るまで一貫した支援体制が必要となっており、各分野の関係機関が連携し、包括的な支援が求められています。

また、子どもの頃から障がいの有無に関係なく一緒に保育や教育を受けることで、互いの存在を認めあう心が育まれていきます。そのため、保育・教育を受ける上で、障害の有無に関係なく、一人ひとりの個性が尊重され、自分らしく生きることができる環境を整えることが大切です。

本市では、「チャイルドサポート事業」により、母子保健・保育・教育・障がい福祉の各部門が連携し、障がいのある子を含めたすべての子どもたちに対し、途切れのない支援を行っています。特に、支援が必要な子どもに対しては相談支援ファイルである「ハピネスファイル」によるより良い支援を進めていきます。

一人ひとりの個性や障がいの特性に応じて、持てる力を十分に発揮できるよう、各分野の連携を密にし、障がいのある子の保育・教育の充実を図ります。



(1) 就学前児童への支援

障がいのある子どもが、身近な地域で保育を受けることができるよう、保健・医療・福祉・教育などの関係機関との連携を図り、保育の充実を図ります。

	施策	内容	担当課
51	保育士等への研修の実施	あすなる学園や近隣の特別支援学校と協働し、研修などを行い、保育士などの専門的知識の習得を図ります。	こども家庭課
52	発達障害児への支援	発達障害の早期発見、早期支援を行うため、保育園と県や市の関係機関との連携を強化します。3歳以上児に対し、発達チェックリスト（CLM）による発達確認に基づいた個別指導計画を作成するとともに、はなまるタイム・ステップアップ教室により発達を支援します。また、専門職員を養成し、生活の場での発達支援を行える体制を整備します。	健康推進課 こども家庭課 学校教育課 発達支援課
53	多様な保育サービスの充実	個々の状況にあった支援ができるよう、受け入れ園のバリアフリー化や保育士の特別支援保育にかかる質の向上を図り、柔軟な受け入れ体制を整備します。	こども家庭課
54	相談支援体制の充実	子育てガイドブックなどを利用し、県や市の各相談窓口の周知を図るとともに、保育士、保健師などの児童や保護者の身近に位置する支援者が、第1次の相談を受け専門部署につなぐ、きめ細やかな相談支援を行います。また、チャイルドサポートの発達支援システムアドバイザーや心理士・言語聴覚士などの専門職による相談支援を実施します。	こども家庭課 学校教育課 発達支援課 健康推進課
55	保護者への子育て支援	障がいのある子どもの保護者に対し、保護者同士の交流や活動、学習の場を提供することで、育児への不安や悩みを解消します。精神的負担の軽減を図り、子育てを支援します。	社会福祉課
56	保育所等訪問支援	保育園に通っている障がいのある子どもに対し、チャイルドサポートの発達支援システムアドバイザー、心理士、言語聴覚士、理学療法士などによる訪問指導を実施します。	こども家庭課 発達支援課

(2) 学校教育の充実

障がいのある子どもの自立と社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学校教育を推進することができるよう、教育上の相互理解や教員の専門性の向上に努めます。

	施策	内容	担当課
57	特別支援教育の充実	各校に特別支援学級を設置するとともに、特別支援学校と連携を図り、支援の必要な子に対する適切な教育を進めます。	学校教育課
58	教育上の相互理解	障がいについての理解を深めるため、小学校において、障害者通所施設や特別支援学校との交流を積極的に進めます。	学校教育課
59	学校施設、設備、教育備品の改善	新たな学校施設の整備は、児童・生徒の利用・移動ニーズを考慮し、計画的に実施するとともに、既存施設のバリアフリー化についても整備を検討していきます。また、特別支援学級の教材備品について、予算措置を行います。	教育総務課 学校教育課
60	教員の専門性の向上	特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担任をはじめ、全職員の資質向上のため、研修の充実を図ります。さらに、特別支援教育支援員の確保に努めます。	学校教育課
61	放課後等の居場所づくり	障がいのある子どもに対し、放課後や夏休みなどの長期休暇中の居場所として、日中一時支援事業所の充実を図るとともに、機能訓練の場として放課後等デイサービスの実施を検討します。	社会福祉課

(3) 途切れのない支援体制の整備

障がいのある子どもが将来、自立した生活を送れるよう、保健・医療・福祉・教育などの関係機関が連携を図り、就学前から卒業後までの一貫した本市独自のきめ細やかな支援システム（チャイルドサポート）の構築を進めます。

	施策	内容	担当課
62	就学前から卒業後までの一貫した支援システムの構築	福祉関係機関及び教育関係機関などが連携し、就学前、保育園、学校を中心とした本市独自のきめ細やかな支援システム（チャイルドサポート）を確立します。	健康推進課 こども家庭課 学校教育課 発達支援課 社会福祉課
63	ハピネスファイルの活用	個人用の相談支援ファイル「ハピネスファイル」を活用した情報の引き継ぎにより、就学前から卒業、就労に至るまで、途切れのない支援が行えるよう体制を整備します。	健康推進課 こども家庭課 学校教育課 発達支援課 社会福祉課
64	児童発達支援事業の実施に向けた体制づくり	身近な療育の場として、障がいのある子どもに基本的な動作の指導や知的技能の付与、集団生活への適応訓練などを行う児童発達支援事業が実施できる体制を整備します。	社会福祉課

生きる力をつなげる チャイルドサポート

(チャイルドサポート事業)

【こんなところが “いなべブランド”】

子どもの健やかな育ちのために、市部局間の垣根を取り払い、創り上げたシステムです。子どものライフステージに合わせ、母子保健・保育・教育・障がい福祉の各部門が連携し障がい児も含めて発達に支援を要する子どもを、出生から就労まで途切れなくつなぎ、支援します。国のモデル事業にも選ばれた先進的な取り組みです。

【事業概要】

見つける

- ・母子保健・保育園・子育て支援センターが連携し、支援が必要な子どもをより早く見つける活動を行ないます。

見守る

- ・幼児健康診査や発達相談の結果、必要と思われる子どもには保育園と保健師が連携して支援や見守りを行います。
- ・3～5歳が在籍する市内の全保育園で同じ基準で子どもの発達状況を確認します。

支援する

- ・発達状況により、必要と思われる子どもには保育園が個別の指導計画を作成し支援を行ないます。
- ・丁寧な支援が必要と思われる子どもには、保護者の同意のもと、保育園・発達支援課・社会福祉課が協働して、通級型の小集団指導教室や保育園出前型の療育を行い、支援します。

つなげる

- ・得意なこと、苦手なことを含めて、子どもの姿を保育要録として保育園から小学校に引き継ぎます。
- ・小中学校では、就学指導委員会の意見や保育要録を基に校内委員会で検討し、子どもの状況に合わせた特別支援教育を推進しています。
- ・支援を要する子どもには、その特性や保護者の願いを引継ぎ、より良い支援が受けられるように相談支援ファイルを活用します

高める

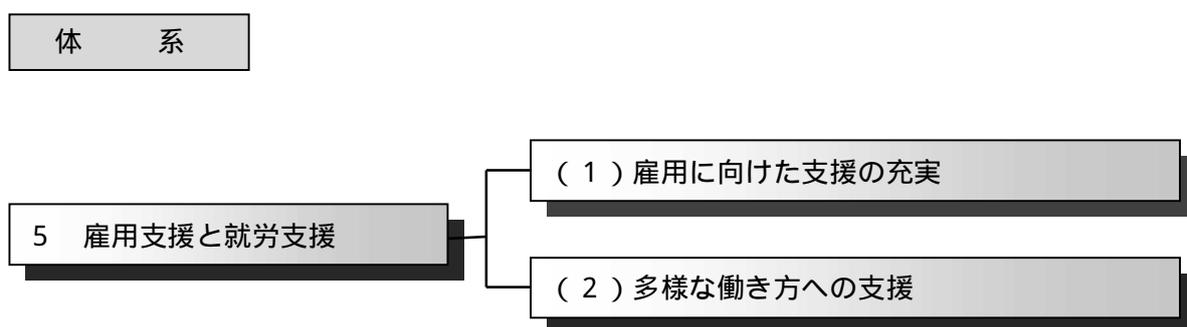
- ・保育園に特別支援保育コーディネーターを置き、小中学校の特別支援教育コーディネーターと連携するとともに、合同で研修を行っています。
- ・保育園や小中学校では、各種巡回相談・研修・指導を充実させています。
- ・保護者、保育士、教員など、子どもの支援者を援助するために、発達支援課に専門職員を配置しています。



5 雇用支援と就労支援

障がいのある人が、職業生活において自立することの意義は極めて大きいものがあります。本市では、「障がい者就労支援事業」において、働く意欲があっても就労に結びつかない障がいのある人を支援するため、職場実習を行い、職場実習を通じて知ることができた特性を記載した資料(アビレコ Ability Challenge Record:技能開発履歴)を作成し活用することで、企業や事業所などでの支援を受けられるようにしています。

障がいのある人が、その意欲や適性、能力に応じて就労できるよう、職業能力開発の機会と職場適応の機会の確保を図るとともに、企業や事業所などの障がい者雇用に関する理解を促進します。



(1) 雇用に向けた支援の充実

県の雇用関係の機関やハローワークなどとの連携を図り、障がいのある人の雇用に対する理解を深め、雇用の支援を行います。働く意欲があっても、一般就労の難しい障がいのある人に対して、個々の特性に合った仕事が見つけれられる支援体制の整備を進めます。

	施策	内容	担当課
65	企業等における理解の促進	広報誌やパンフレットなどを通じて「障害者雇用支援月間」(毎年9月)や法定雇用率などの周知を図るとともに、障がい者雇用についての理解促進を図ります。	商工観光課 社会福祉課
66	行政における雇用支援	市役所内での具体的な業務を整理し、職場実習の受け入れを行います。また、職場環境を整備し障がいの程度に応じた業務の確保に努めます。また、ハローワークの障がい者求人求職情報の活用を行うなど、就職希望者の情報収集を行い、雇用につながるよう努めます。	職員課

(2) 多様な働き方への支援

働く機会の充実に努めるとともに、障がい者就労支援事業などにより、障がいのある人の就労に必要な知識・能力の向上を図るための支援を行います。

	施策	内容	担当課
67	障がい者就労支援事業	働く意欲があっても就労に結びつかない障がいのある人を支援するため、職場実習を行い、特性を記載した資料(アビレコ)を作成し、就労に結びつくよう活用します。	社会福祉課
68	一般就労への移行	福祉施設から一般就労への移行に向けて、基礎的な訓練や、事業所や企業における作業実習、適性に応じた職場探し、就労後の支援など、一般就労に向けた支援を行います。	社会福祉課
69	福祉的就労の充実	障がいのある人が地域で自立した生活ができるよう、工賃の確保も視野に入れながら、ニーズにあった創作活動、生産活動の機会を提供し、活動の充実を支援します。また、通所手段についても、事業所と協力し充実を図ります。	社会福祉課

みんなでサポート「働く笑顔」

(障がい者就労支援事業)

【こんなところが “いなべブランド”】

働く意欲があってもなかなか就労に結びつかない障がい者を支援するため、障がいの特性や本人の希望に合わせて、仕事を体験する職場実習を行います。職場実習を通して知ることができた特性（長所・短所など）を記載した資料（アビレコ Ability Challenge Record：技能開発履歴）を作成し活用することで、会社や事業所などでの支援を受けやすくします。特徴的、先進的な事例として総務省「市町村の活性化新規施策事例」に取り上げられました。

【事業概要】

事業の趣旨及び目的

一般就労が難しいとされる障がい者の就労を支援するため、仕事を体験する機会（職場実習の場）を確保し、就職、復職、職場適応に向けた支援を行います。

職場実習を通して、さまざまな仕事の経験や働く準備をすることで、社会的自立を目指すとともに、地域で豊かにいきいきとした生活を送るための支援をします。

こんな支援をします

就労したいという気持ちを尊重し、職場実習を重ねることで、次のような支援を行います。

人間関係、職場内のコミュニケーション（挨拶、報告、職場内マナー等）のとり方を支援します。

労働習慣（毎日続けて働くこと、職場のルールを守ること、生活のリズムをつくること）を身につける支援をします。

仕事をする力（作業の内容の理解、作業をスムーズに行う力の向上、作業する態度を学ぶこと）を身につける支援をします。

作業の適性やできることの把握をして、企業や障がい福祉サービスを提供する支援者などから支援を受けやすくするための評価表をお渡しします。

利用開始からの流れ

施設研修.....いなべ市障害者活動支援センターで約1か月間研修を行い、障がい特性、希望などをもとに職場実習先を検討

職場実習.....数か所の職場実習先で、最大6か月間の職場実習

実習結果報告...実習結果を伝え、評価表を渡します。

就職活動.....評価表を活用し、ハローワーク、障害者就業・生活支援センターなどの専門機関の支援を受けて就職先をさがします。



障害福祉計画

1 目標値の設定

計画最終年度となる平成 26 年度に向けた数値目標を設定します。この目標達成に必要なサービスの見込量を示します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

【国の指針】

平成 26 年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定する。当該数値目標の設定にあたっては、平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者数の 3 割以上が地域生活へ移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

平成 26 年度末の施設入所者数を平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者から、1 割以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

児童福祉法の改正により、18 歳以上の入所者について障害者自立支援法に基づく障害者支援施設等として利用させることとした施設を除いて設定する。

【数値目標の設定】

項目	数値	考え方
入所者数	27 人	平成 17 年 10 月 1 日の入所者数
目標年度入所者数	26 人	平成 26 年度末時点の利用人員見込み
【目標値】 削減見込み	1 人 3.7%	差引減少見込み数
【目標値】 地域生活移行者数	1 人	施設入所からグループホーム・ケアホーム等へ移行した者の数

(2) 福祉施設から一般就労への移行

【国の指針】

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 26 年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。

目標の設定にあたっては、平成 17 年度の一般就労への移行実績の 4 倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

【数値目標の設定】

項目	数値	考え方
平成 17 年度の 一般就労移行者数	1 人	平成 17 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数	1 人	平成 26 年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

(3) 就労移行支援事業の利用者数

【国の指針】

平成 26 年度末における福祉施設の利用者のうち、2 割以上の者が就労移行支援事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

【数値目標の設定】

項目	数値	考え方
平成 26 年度の 福祉施設利用者数	131 人	平成 26 年度末において福祉施設を利用する者の数
【目標値】目標年度の 就労移行支援事業の利用者数	1 人	平成 26 年度末において就労移行事業を利用する者の数

(4) 就労継続支援(A型)事業の利用者の割合

【国指針】

平成 26 年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3 割は就労継続支援(A型)事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

【数値目標の設定】

項目	数値	考え方
平成 26 年度末の就労継続支援(A型)事業の利用者数	1 人	平成 26 年度末において就労継続支援(A型)事業を利用する者の数
平成 26 年度末の就労継続支援(B型)事業の利用者数	30 人	平成 26 年度末において就労継続支援(B型)事業を利用する者の数
平成 26 年度末の就労継続支援(A型 + B型)事業の利用者数	31 人	平成 26 年度末において就労継続支援(A型 + B型)事業を利用する者の数
【目標値】目標年度の就労継続支援(A型)事業の利用者数の割合	3.1%	平成 26 年度末において就労継続支援事業を利用する者のうち、就労継続支援(A型)事業を利用する者の割合

2 障害福祉サービスの見込み

(1) 訪問系サービスの提供

居宅介護(ホームヘルプ)

入浴、排せつ、食事の介護など居宅での生活全般にわたる介護を行います。

重度訪問介護

重度の肢体不自由で常に介護を必要とする人に対して、居宅での入浴、排せつ、食事の介護を行うほか、外出の際の移動中の介護などを総合的に行います。

同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障がい者に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護などを行います。

行動援護

知的障害、精神障害により行動上著しい困難がある人に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護を行うほか、外出の際の移動支援を行います。

重度障害者等包括支援

常時介護が必要な人に対して、居宅介護など複数のサービスを包括的に提供します。

サービス見込量

サービスの種類		平成 23 年度 (実績)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
居宅介護(ホームヘルプ)	利用時間(時間/月)	463	480	520	600
	利用人数(人/月)	27	27	30	35
重度訪問介護	利用時間(時間/月)	0	0	0	0
	利用人数(人/月)	0	0	0	0
同行援護	利用時間(時間/月)	56	60	70	80
	利用人数(人/月)	6	7	8	9
行動援護	利用時間(時間/月)	75	80	85	90
	利用人数(人/月)	4	4	5	5
重度障害者等 包括支援	利用時間(時間/月)	0	0	0	0
	利用人数(人/月)	0	0	0	0

【サービス量を確保するための方策】

居宅介護(ホームヘルプ)などの訪問系サービスは、今後も障がい者数の増加、介護者の高齢化などにより、必要なサービス量の増加が予想されます。増加するサービス量に対応するため、市内事業者を中心にサービス提供事業者と連携するとともに、新たな事業者の参入を促進します。

同行援護については、平成 23 年 10 月から開始された新しいサービスであるため、円滑な利用ができるよう、サービス内容に関する情報提供を進めます。

訪問系サービス内容の周知を図るとともに、サービス提供事業者に対しては、人材の育成やサービスの質を向上させるため、各種研修会などの情報提供に努めます。

(2) 日中活動系サービスの提供

生活介護

常時介護が必要な人に対して、障害者支援施設などの施設で、日中に行われる入浴、排せつ、食事の介護や、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

サービス見込量

サービスの種類		平成 23 年度 (実績)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
生活介護	利用日数(日/月)	1,239	1,800	1,850	1,900
	利用人数(人/月)	62	94	97	100

【サービス量を確保するための方策】

ニーズの高いサービスであり、今後も利用者の増加が予想されます。サービス提供事業者と連携し、サービス内容の充実を図ります。

自立訓練(機能訓練・生活訓練)

自立した日常生活や社会生活を営むため、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

サービス見込量

サービスの種類		平成 23 年度 (実績)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
自立訓練(機能訓練)	利用日数(日/月)	0	20	20	20
	利用人数(人/月)	0	1	1	1
自立訓練(生活訓練)	利用日数(日/月)	0	40	40	60
	利用人数(人/月)	0	2	2	3

【サービス量を確保するための方策】

市内のサービス提供体制を整備するとともに、近隣自治体との連携のもと、必要なサービス量を提供できる体制づくりを進めます。

就労移行支援

就労を希望する人に対して、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上を図るために必要な訓練を行います。

サービス見込量

サービスの種類		平成 23 年度 (実績)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
就労移行支援	利用日数(日/月)	0	20	20	20
	利用人数(人/月)	0	1	1	1

【サービス量を確保するための方策】

いなべ市障害者就労支援事業を推進するとともに、公共職業安定所、サービス提供事業者、企業、学校などの関係機関とのネットワークの構築を図り、障がいのある人の就労支援体制とサービス提供体制の整備を進めます。

就労継続支援

通常の事業所に雇用されることが困難な人に対して、就労機会の提供や就労に必要な知識・能力の向上に必要な訓練を行います。

就労継続支援（A型）

雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人で、就労移行支援事業により一般企業への雇用に結びつかなかった人や、特別支援学校を卒業して雇用に結びつかなかった人などを対象に、雇用に基づく就労機会の提供や一般企業への雇用に向けた支援を行います。

就労継続支援（B型）

就労の機会を通じて、生産活動にかかわる知識及び能力の向上が期待される人で、一般企業などでの就労経験があり、年齢や体力の面から雇用されることが困難な人などに対し、一定の賃金水準に基づく継続した就労機会の提供、雇用形態への移行支援を行います。

サービス見込量

サービスの種類		平成 23 年度 (実績)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
就労継続支援(A型)	利用日数(日/月)	0	20	20	20
	利用人数(人/月)	0	1	1	1
就労継続支援(B型)	利用日数(日/月)	251	560	580	600
	利用人数(人/月)	12	28	29	30

【サービス量を確保するための方策】

就労継続支援（B型）については、サービス量を確保するため、サービス提供事業者と連携し、サービスの充実を図ります。就労継続支援（A型）についても、今後の整備に向けた検討を行います。

また、いなべ市障害者就労支援事業を推進するとともに、公共職業安定所、サービス提供事業者、企業、学校、相談支援事業者などの関係機関とのネットワークの構築を図り、障がいのある人の就労支援体制と工賃の確保なども含めたサービス提供体制の整備を進めます。

療養介護

医療が必要な人であって、常時介護が必要な人に対して、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護など、主として日中に病院などの施設で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上の援助を行います。いなべ市内にはサービス提供事業所はなく、必要な人は市外の施設を利用しています。

サービス見込量

サービスの種類		平成 23 年度 (実績)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
療養介護	利用人数(人/月)	2	2	2	2

【サービス量を確保するための方策】

市内にサービス提供事業所がないため、近隣自治体との連携のもと、必要なサービス量を提供できる体制づくりを進めます。

短期入所(ショートステイ)

在宅で障がいのある人を介護している保護者などが病気・冠婚葬祭などの場合に、障がいのある人が、短期間、施設に宿泊するサービスです。介護者の負担の軽減とともに、障がいのある人本人の生活リズムの安定などにも有効なサービスです。

サービス見込量

サービスの種類		平成 23 年度 (実績)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
短期入所(ショートステイ)	利用日数(日/月)	131	140	150	160
	利用人数(人/月)	21	22	24	26

【サービス量を確保するための方策】

平成 20 年 4 月より、いなべ市障害者活動支援センターにおいて、短期入所を実施しています。必要な人が、必要な時に利用できるよう、適切なサービス提供体制の整備に努めます。

(3) 居住系サービスの提供

共同生活援助(グループホーム)・共同生活介護(ケアホーム)

主として夜間に行われる共同生活を営む住居において、相談や日常生活上の援助を行う「共同生活援助(グループホーム)」と、入浴、排せつ、食事の介護などを行う「共同生活介護(ケアホーム)」を提供します。

サービス見込量

サービスの種類		平成 23 年度 (実績)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
共同生活援助(グループホーム) 共同生活介護(ケアホーム)	利用日数(人/月)	29	35	37	39

【サービス提供の方向性】

利用ニーズは高いものの、周知が十分とはいえません。サービス提供事業者と連携し、サービスの充実とともに、周知を行います。

施設入所支援

施設の入所者を対象として、障害者支援施設において、主として夜間に入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

サービス見込量

サービスの種類		平成 23 年度 (実績)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
施設入所支援	利用日数(人/月)	29	30	28	26

【サービス量を確保するための方策】

施設入所支援の適正な利用と近隣自治体との広域的な調整を図ります。

(4) サービス利用計画の作成

サービス利用計画の作成

障害福祉サービスを利用する人で、サービス利用に関して支援が必要と認められる人に対し、障害福祉サービスの種類や内容などの事項を定めたサービス利用計画の作成などに要する費用（サービス利用計画作成費）を支給します。

サービス見込量

サービスの種類		平成 23 年度 (実績)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画相談支援	利用人数(人/月)	2	100	130	150
地域移行支援	利用人数(人/月)	0	5	5	5
地域定着支援	利用人数(人/月)	0	5	5	5

【サービス量を確保するための方策】

相談支援事業者と連携し、サービス利用計画が必要な人を適切に支援することができる相談支援体制の整備と充実を図ります。

3 地域生活支援事業の見込み

「地域生活支援事業」は、障害者自立支援法第 77 条において市町村を実施主体とし、法定化された事業です。障がいのある人が、障害福祉サービス、その他のサービスを利用しつつ、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施します。

事業類型	実施事業
(1) 必須事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談支援事業 ・ コミュニケーション支援事業 ・ 日常生活用具給付等事業 ・ 移動支援事業 ・ 地域活動支援センター事業
(2) 任意事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者訪問入浴サービス事業 ・ 知的障害者職親委託制度事業 ・ 自動車運転免許取得・改造助成事業

(1) 必須事業

相談支援事業

障がいのある人や介助者（介護者）などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、又は障害福祉サービスの利用支援などを行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人などの権利擁護のために必要な援助を行います。

サービス見込量

事業の種類	平成 23 年度 (実績見込)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
相談支援事業				
障害者相談支援事業（箇所）	1	1	1	1
地域自立支援協議会（実施の有無）	有	有	有	有
市町村相談支援機能強化事業（実施の有無）	無	無	無	無
住宅入居等支援事業（実施の有無）	無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業（実施の有無）	有	有	有	有

【サービス量を確保するための方策】

相談支援事業者などと連携し、障がいのある人に必要な相談支援体制の構築を図ります。今後は、地域自立支援協議会の機能を活かし、中立公平な相談支援事業の実施に努めます。また、相談支援事業の機能を強化するため、成年後見制度の利用支援や住宅入居などの必要な支援を提供できる体制の整備を進めます。

コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人などに対して、意思疎通の円滑化を図るため手話通訳者や要約筆記者などの派遣を行います。

サービス見込量

サービスの種類		平成 23 年度 (実績見込)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
手話通訳者派遣事業	手話通訳者設置事業 (実設置見込み者数)	1	1	1	1
	手話通訳者・要約筆記者派遣事業 (実利用見込み件数)	138	144	151	158

【サービス量を確保するための方策】

意思疎通に支援が必要な聴覚障がい者などに対し、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。また、人材の確保とサービスの質の向上を図るとともに、意思疎通に支援を必要とする人が適切にサービスを利用できるようにサービスの周知などに努めます。

日常生活用具給付等事業

障がいのある人などに対して、日常生活や介護が容易になる日常生活用具及び住宅改修工事費を給付し、日常生活の便宜を図ります。

サービス見込量

事業の種類	平成 23 年度 (実績見込)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
日常生活用具給付等事業				
介護・訓練支援用具 (実利用見込み件数)	7	8	8	9
自立生活支援用具 (実利用見込み件数)	8	8	8	10
在宅療養等支援用具 (実利用見込み件数)	9	9	10	10
情報・意思疎通支援用具 (実利用見込み件数)	13	9	9	10
排泄管理支援用具 (実利用見込み件数)	798	834	870	906
居宅生活動作補助用具 (実利用見込み件数)	4	4	4	4

【サービス量を確保するための方策】

日常生活用具などの給付を必要とする人が、サービスを利用できるように日常生活用具などに関する情報の周知を図るとともに、障害の特性に合った日常生活用具などの給付を行います。

移動支援事業

屋外での移動が困難な人を対象に、外出の際の移動支援を行うことにより、地域における自立生活や社会参加を促進します。

サービス見込量

サービスの種類		平成 23 年度 (実績見込)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
移動支援事業	実利用見込み者数	78	80	80	82
	延べ利用見込み時間数	5,210	5,300	5,350	5,400

【サービス量を確保するための方策】

ガイドヘルパーの養成やサービス見込量の確保と質の向上を図るとともに、障がいのある人が利用しやすい体制の構築を図ります。

地域活動支援センター事業・日中一時支援事業

創作的活動や生産活動の機会を提供し、障がいのある人の社会との交流を促進するために地域活動支援センターにおいて創作活動や交流、日中の活動の場を提供します。また、地域活動支援センターの機能の充実強化を行います。

サービス見込量

サービスの種類		平成 23 年度 (実績見込)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
地域活動支援センター 事業・日中一時支援事業	実施見込み箇所数	18	18	18	18
	実利用見込み者数	64	65	66	67

【サービス量を確保するための方策】

市内及び近隣自治体の事業者と連携し、利用者のニーズに合ったサービス提供体制の整備を進めます。

(2) 任意事業

身体障害者訪問入浴サービス事業

重度身体障がい者に対して、自宅で訪問入浴サービスを提供することにより、対象者の福祉の増進を図るとともに、介護者の肉体的、精神的負担を軽減することを目的として実施します。

サービス見込量

サービスの種類		平成 23 年度 (実績見込)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
身体障害者訪問 入浴サービス事業	実利用者数 (人/年)	3	3	3	4
	利用日数	100	125	125	150

障害者職親委託制度事業

知的障がい者を一定期間、知的障がい者の援護に熱意を有する事業経営者などの私人に預け、生活指導及び技能習得訓練などを行う事業です。

サービス見込量

サービスの種類		平成 23 年度 (実績見込)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
障害者職親委託制 度事業	実利用者数 (人/年)	2	8	8	8
	事業者数 (箇所)	2	4	4	4

自動車運転免許取得・改造助成事業

障がいのある人の社会参加を促進するため、自動車運転免許証を取得する際の費用の一部や自身が所有する自動車の改造にかかる費用を助成します。

サービス見込量

サービスの種類		平成 23 年度 (実績見込)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
自動車運転免許取 得・改造助成事業	身体障害者自動車運転 免許取得費助成事業	1	1	1	1
	身体障害者用自動車 改造費助成事業	1	1	1	1

ともに年間の実利用者数(人/年)

視覚障害者生活訓練事業

視覚障がい者に対し、視覚障害生活リハビリテーションの専門員である視覚障害者生活訓練等指導員がさまざまな生活訓練を行います。

サービス見込量

サービスの種類		平成 23 年度 (実績見込)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
視覚障害者生活訓練事業	実利用者数(人/年)	10	11	11	12
	事業者数(箇所)	1	1	1	1

ともに年間の実利用者数(人/年)

【地域生活支援事業(任意事業)見込み量を確保するための方策】

サービス内容が利用者のニーズに沿ったものとなるよう、利用ニーズの把握を行うとともに、質の向上と必要量の確保に努めます。また、サービス内容に関する情報提供を進め、サービスを必要とする人が利用できるよう、サービスの周知と利用の促進を図ります。

資料編

1 ヒアリングについて

「いなべ市障害者計画及び第3期障害福祉計画」を策定するにあたり、いなべ市の障がい者を取り巻く現状や課題、今後の方向性などを把握し、障害福祉施策検討の参考とするために、ヒアリング調査を実施しました。

概要は以下のとおりです。

(1) ヒアリング実施期間

調査シートの配布 : 平成23年7月20日～8月5日

調査シートに基づく面談による聞き取り調査 : 平成23年9月16日

(2) 調査項目

当事者団体 : 団体の活動について、いなべ市において必要なサービス・支援について、今後の障害者施策に求めるものについて、その他

障害福祉サービス提供事業所 : サービス提供の現状と今後の予定について、今後の障害者施策に求めるものについて、その他

(3)対象の事業所及び団体

当事者団体

団体名
NPO法人 くれよんサークル
NPO法人 こどもぱれっと
すまいるクラブ
あらいぶ
アプリコット
身体障がい者福祉会
いなべ市身体障害者福祉会（北勢支部）
いなべ市障害者活動支援センター保護者会
わたぼうし
ふじわら作業所 家族の会
あじさいの家 親の会
員弁町障がい児・者を守る会
大安町障がい児・者を守る会
藤原町障がい児（者）を守る会
北勢町障がい児（者）を守る会
いなべ聴覚障害者福祉協会
いなべ地区視覚障害者協会

障害福祉サービス提供事業所

事業所名
社会福祉法人 いなべ市社会福祉協議会 （北包括、ケアプランセンター、作業所、訪問介護、保育所）
社会福祉法人 いなべ市社会福祉協議会（相談支援事業所）
いなべ市障害者活動支援センター
山郷重度障害者生活支援センター
医療法人 北勢会
社会福祉法人 九華福祉会
社会福祉法人 いずみ